

◎開議の宣告

○田中敏雄 議長 おはようございます。

13番阿部信孝議員、7番小笠原恒男議員から欠席する旨の届け出があります。  
ただいまから本日の会議を開きます。

---

◎議長報告について

○田中敏雄 議長 監査委員より定期監査報告書が提出されましたので、お手元に配付いたしております。

---

◎一般質問

○田中敏雄 議長 日程第1、一般質問を行います。

通告により、質問は順番をもって許可いたします。

---

◇ 高 橋 大 議員

○田中敏雄 議長 18番高橋大議員に発言を許可いたします。

18番高橋大議員。

【18番（高橋大議員）登壇】

○18番（高橋大議員） おはようございます。

今定例会一般質問の先陣を務めます会派さきがけ、18番の高橋大であります。先陣にしては少々頼りない部分もあると思いますが、後に大先輩方が控えておりますので、安心して論陣を張りたいと思っております。よろしく願い申し上げます。

企業者の行うイノベーション、いわゆる創造的破壊が経済を変動させる、これはオーストリアの経済学者シュンペーターの理論であります。ケインズと同時期に活躍した経済学者ですので、大分昔の方であります。彼はこう言っております。需要が低減していく産業や企業から、需要が増大していく産業や企業に経営資源がスムーズに移転していくためには、需要の低迷が不可欠である。要は、わかりやすく言いますと、本来あつては非常に困る不況であります。その不況こそが結果的にはイノベーションを生む、創造的破壊を生む、そういう理論であります。そして、彼はこうも言っております。馬車を何台つなげても自動車にはならない、イノベーション、創造的破壊が何たるかをあらわすわかりやすい名言だと思っております。今現代ふうに直しますと、ブラウン管を突き詰めていっても液晶テレビにはならないとか、ガソリンエンジンを突き詰めていっても電気自動車にならないといったニュアンスではないかなと思っております。

シュンペーターの言うイノベーションには5つの種類があります。新しい財貨の生産、新しい生産方法の導入、新しい販売先の開拓、新しい仕入先の獲得、新しい組織の実現、この5つであります。

民間企業というのは、不断のイノベーションを行っているからこそ、経済の荒波、時代の荒波にもまれても沈まず浮いていることができるわけでありまして、もしそれを怠ったのであれば、時代の波にのまれて沈んでしまうこともあるわけでありまして、これが現実であります。厳しいようではありますが、これこそが資本主義経済、自由主義経済の新陳代謝でありまして、世の常であります。

行政と企業というのはイコールではございませんし、行政に企業並みのイノベーションを求めたとしても、住民がついてこなければなかなかそれを実行するということが難しいわけでありまして、容易でないことは承知しているわけでありまして、これほどの社会情勢の悪さというのを考えますと、行政においてもより一層のイノベーションというものが必須ではないかなと私は思っております。

今、ワークシェアリングとか、そういった言葉も出てきておりますが、我が横手市においては、ただ今ある仕事を単純に分け合うというような発想ではなくて、やっぱり役目を終えた事業というのは廃止も検討していかないといけないと思っておりますし、全く効果のあらわれない事業というものに対しても同じだと思っております。わざわざ3人でやれる仕事を4人でというような発想はしないで、雇用のための雇用というような発想もしないで横手市はやっていただきたいと思っております。やはり横手市が少しでも前進できるような施策、新しい事業というのを創出して、横手市にとってプラスになるような形での雇用対策に当たっていただきたい、そう願っております。

私は、それを実行していったときに、これからの横手市は次の発展に向けて新たなステップ、土台を築いていけるものと思っておりますし、そう信じております。やはり、苦境に対してどう臨むかということは、今後の真価が問われるというのは人も組織も同じでありまして、どうか当局におかれましては、住民との対話を密に図りながら、この苦境を乗り越えるためにもより一層改革を進めていただきたい、そう職員一同の奮励を期待いたしまして、通告に従いまして質問をさせていただきます。

質問は大きく4件ございます。

1 件目、震災時における給水対策についてお伺いいたします。

この件に関しましては、前定例会の一般質問の際、34番塩田勉議員から問題提起されております。

昨年6月14日に発生した宮城・岩手内陸地震では、本市においても被害が発生し、数日間の給水活動の必要な場所があったと記憶しております。大規模自然災害の前では人間は無力であることは十分承知しておりますし、備えがあっても憂いは残るわけでありまして、何も備えないよりはましであります。

今、お手元に資料を配付しておりますが、横手盆地には、横手盆地東縁断層帯という活断層が、旧田沢湖町南端部から旧稲川町にかけて約56キロにわたって走っております。我が市においては、市内で最も人口の集中する真下を通る形で活断層が走っております。要は、ここの真下を活断層が走っている、そういうことではありますが、過去にこの断層帯北部を震源として、1896年、明治29年に直下型マグニチュード7.2の陸羽地震が発生しており、被害は、死者209人、負傷者779人、家屋全壊5,792戸、半壊3,045戸、山崩れ9,899カ所に及んだと記録に残っております。この断層帯の南部、いわゆる過去の地震の空白地帯に位置する我が市にとりまして、いつ来るかわからない地震が相手ではあります、万が一

この活断層が地震の発生源となった場合においては、甚大な被害を及ぼすおそれが十分にあると考えられます。

地震による激甚災害が発生した場合、被災された地域に必ず必要な物資として飲料水が挙げられます。広範囲にわたり断水が発生した場合、市内の給水車並びに他地域からの物資の応援等を想定したとしても、私は心もとないと思っているわけでありますので、そこで2点質問いたします。

1点目、横手市の断水時における現状の対応能力についてお伺いいたします。

2点目、山内地域には豊富な湧き水が多く存在しますが、その湧き水を利用したボトリング工場を設置して、空き校舎などに備蓄していくなど、断水に備えてはどうかと思いますが、その点についてお伺いいたします。

大きい2点目、森林、林業、木材産業の振興についてであります。

横手市の約54%の面積を占める森林は、木材生産を初め水資源の涵養、環境景観保全、山地災害の防止など多面的な機能を発揮しており、住民生活に欠くことのできない貴重な財産であります。しかし、全国的に見てもそうでありますし、我が市においても多分に漏れずであります。森林、林業、木材産業を取り巻く状況は、地元産木材の需要減少や価格の低迷など非常に厳しい状況にあると思われま

す。そのような中、地球温暖化対策のため、温室効果ガス排出量を、平成2年時点よりも、平成20年から24年までの5年間の平均値で6%削減をするといった京都議定書の目標値が我が国においては割り当てられました。そこで政府はその目標を達成するために、森林吸収源対策として3.8%を割り当てる方針を決定いたしました。林野庁では、森林整備による削減目標を達成するため、平成19年から24年までの6年間で330万ヘクタールの間伐推進を掲げております。林業にとって少しは追い風も吹いてきたようにも思われます。ただ、間伐が進んだとしても、そこで発生した間伐材をもてあますようであれば、森林経営を圧迫する要因となるわけでありま

す。間伐利用の新たな需要喚起を迫られたからこそそのスギニカであったと思いますが、スギニカについてはここでは触れないでおきます。今定例会において、森林組合に対し、出資金として426万2,000円と、支援貸付金として4,500万円の予算が計上されておりますが、仮に森林組合を救ったはいいいけれども、材料は産出されるけれどもはけ口がない、そのような状況に陥ればもとも子もないわけでありま

す。今回、森林組合に対する予算計上は、これから横手市が森林、林業、木材産業のさらなる振興、さらなる木材需要喚起に向けて大きくかじを切ったあらわれととらえまして、以下の質問をいたします。

まず1点目、現在実施している主な事業内容とその効果についてお伺いいたします。2点目、今後建造される公共の建物は、できる限り地元産木材を使用していくべきと思いますが、お考えをお伺いいたします。

3点目、市内にはまだ、冬季の通行の安全性を考えますと、防雪柵を設置したほうがよいと思われる場所が数多く存在します。そこで、今後設置する防雪柵は木製のものを導入してはどうかと思いますが、どうなのかお伺いいたします。

4点目、間伐材を用いた割りばし工場を設置し、これは例えばの話でありまして、割りばしにこだわるわけではありませんが、つまようじであってもゴルフのティーであっても、積み木のようなおもちゃであっても、何でもいいわけではありますが、設置をして、障がい者の自立支援につなげてみてはどうか、お伺いをいたします。

大きい3件目に移ります。

雄・平・仙広域連合の発足についてであります。

平成20年6月27日、政府の経済財政改革の基本方針の中でありますが、道州制の前提となる地方分権改革を進め、道州制ビジョンの策定に向け国民的な議論をさらに深めるとともに、道州制ビジョン懇談会において引き続き検討を行うと閣議決定がなされております。また、平成20年9月29日、第170回臨時国会における麻生内閣総理大臣の所信表明演説の中で、地域主権型道州制を目指すということが述べられております。政府としては、基礎自治体の規模について、おおむね30万人以上、あるいは最低でも、これは離島などでありましょうが、10万人以上、そして自治体数を700から1,000程度に再編していくような考えを持っているようであります。

先月の26日に、横手市と湯沢雄勝の消防広域化推進を検討する第1回関係市町村会議におきまして、消防広域化を推進するための協議会の設置に合意がなされたようでありますが、これは全国的な動きでありまして、このことも国の道州制の推進に向けての布石となっていくようにも思われます。私は、ただ大きくすればいいとか、何でもかんでも集めればいいのか、そう思っているわけではございませんが、ただ行政は常に最少の経費で最大の効果を上げることが理想であると思っておりますし、市町村の垣根を超えて事業を共同で処理することによって相乗効果が期待できるようなものがあれば、一体となって事業を行ったほうがよいのではと思っております。

我が市は、郡市一体の合併をして、合併前、合併後ともに相当のエネルギーを費やしてまいりましたので、え、またやるのというようなちゅうちょもあるかもしれませんが、国から促されるのではなく、地方公共団体が自発的に取り組んでいってこそその地方分権とも思っております。そういった観点から次の質問をいたします。

ごみ処理、観光、水道事業、文書管理、文化財保護など、広域で事業を実施したほうがより効果的と思いますが、どうなのかお伺いいたします。

続きまして、大きい4件目、国道13号線の歩道整備についてであります。

我が市における国道13号線につきましては、最近ではモデル事業といたしまして、佐賀会地区における景観に配慮した歩道整備、醍醐地区における大橋交差点の拡幅整備が実施されました。そして今後、醍醐石成地区において歩道の拡幅整備が実施されると聞いております。これは19番の堀田賢逸議員も頑張っているようでありますが、利用者がより快適に通行できるため整備を行っていただけることに関しましては、大変にありがたいと思っている一人であります。今後とも、国交省並びに湯沢河川国道事務所におかれましては、道路利用者がより安全に、より快適に通行できるような道路設備にご尽力をお願い

いするところでありますが、そこで1点質問をいたします。

現在、市内の国道13号線の西側において、杉沢橋、横手川橋、横手第2跨線橋付近、金屋跨線橋付近、憩寿園入り口交差点から佐賀会沖田交差点区間内の数カ所が歩道整備されていない現状であります。ぜひとも国に対しまして整備を要請して、歩行者が安全に通行できるような環境整備を早急に実施していただきたいと思いますが、その点についてお伺いいたします。

以上で質問を終わります。よろしくご答弁お願い申し上げます。

最後に一言、今期をもちまして退職されます職員の皆様におかれましては、本当に長い間勤務ご苦労さまでありました。今後は地域に帰られまして、これまで培われた経験や知識を生かしながら、地域の発展のため、横手市の発展のためにご尽力くだされば幸いに存じます。本当に長い間ご苦労さまでした。

以上、壇上からは終わります。

○田中敏雄 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 議員からは、冒頭にシュンペーターの理論について教えていただきました。何か久しぶりに聞いたなという感じがいたしております。私は余り勉強しなかったんで詳しくわかりませんが、私も、不断の革新、絶えざる革新、それをもたらすのが大不況だという話については、これはやっぱり説得力のある話だなと、あれだけの方ですから、これからもその教えは生きるのかなというような気がいたしますが、議員ご指摘のとおり、なるべくならそういうことでなくて、人の英知でもって越えられるような、革新できるような、そういう仕組みというものがないものかと、改めて昨今のこの大変な時代を省みたときに、その渦中にいるわけでありましてけれども、感じた次第でございます。そういう意味では、逆風と申しますか、大変な時代であればこそ、それをてこととして、ばねとして対応しなければいけないということについては全く同感するものでございます。

ただ、ご指摘にございました住民の皆様がついてこなければ何もならないというご指摘は、これは全く同感するところございまして、まさに住民の皆さんと一緒にあって、革新というもの、新たなる創造というものにどう取り組むか、その辺のところが一番のポイントかなというふうに関心した次第でございます。

示唆に富むお話をいただきましたこと、まず御礼を申し上げたいというふうに思います。

さて、ご質問の1点目でございますが、震災時における給水対策について、断層帯の図面も配付いただいたところでございますが、ご答弁を申し上げたいと思います。

まず、1点目の現状における対応能力でございます。

ご指摘にもございました昨年6月発生いたしました岩手・宮城内陸地震、山内地域におきまして原水が濁りまして、5日間、配水池に補給を行うとともに、所有いたしております非常災害用浄化装置1台とメーカーから借用いたしました1台を設置するなどして対応いたしましたところでございます。

現在、水道事業におきましては、非常災害用浄化装置1台のほかに、車載用のタンクが7台、600リ

ットルポリタンクなどが16個、20リットルポリ容器など250個、18リットルポリ袋620枚の備蓄がございます。飲料水につきましては、確実に迅速な供給を行うために、スーパーのよねや、コメリ、イオン等々の物資供給に関する協定書を締結しております。平成19年11月には危機管理訓練を水道事業独自で行い、施設点検方法の確認などを行っておりますし、昨年には市内におきます観光地協会と災害時応援協定を締結いたしまして、非常事態における協力体制の構築を図っておるところでございます。

ご指摘がございましたような直下型地震などによりまして、横手地域の浄水場や基幹となる配水管等に障害が発生した場合には、日本水道協会を通しまして、県内外の水道事業者からの応援についても可能という状態になっておるところでございます。

この項の2つ目でございますが、山内地域における湧水を活用したボトリング工場のご質問でございます。

似たような事例といたしまして、塩釜市あるいは山形市について調査したところでございますが、水採取するところから民間のボトリング工場に委託して行っているということでございまして、その費用は500ミリリットルで1万本製造いたしました場合、およそ1本当たり120円の費用というふうに伺っているところでございます。断水や災害に備えた備蓄については現在行っておりませんが、その必要性あるいは経済性について検討していきたいというふうに考えているところでございます。また、ボトリング工場設置につきましては、仮にこれを水道事業の中で経営を行うとすれば、その費用、採算性、手法につきまして十分な検討を行う必要があるのではないかというふうに考えているところであります。

大きな2つ目の森林、林業、木材産業の振興についてのお尋ねがございました。

その中の1つ目に、現在実施している事業内容とその効果についてのお尋ねでございますが、今年度市が発注いたしました事業は、施行造林、緑資源機構造林を対象にいたしまして、除伐46ヘクタール、間伐110ヘクタールを行ったところでございます。除伐は弱齢林の成長を高める施業として、今後も年次的に進めてまいりたいというように思います。また間伐につきましては、京都議定書の地球温暖化防止対策として国が積極的に進めているところでもございますので、市でも施業面積を年々増加させてまいりたいと、こう考えております。

このほかにも、森林の機能を保持する市の事業といたしまして、松くい虫防除に154ヘクタール、林道開設418メートル、さらにはいこいの森等施設管理、林道維持管理などを行ってきたところでございます。また市内での県事業といたしましては、林道を開設する事業、保全林を整備する事業、育成天然林事業等々のほか、水と緑の森づくり税を山林に還元し、環境を維持するための森林整備も行われているところでございます。

市といたしましては、人口森林の高齢級化、40歳、40年生以上というところがございますが、飛躍的に増加していく状況を踏まえまして、適切な森林の整備と木材利用をより一層進めていくことが必要であると考えております。このことは、水をはぐくみ国土を守る緑の社会資本として、その恩恵を現在の私たちとともに後世の人々が享受できるという面など多岐にわたり、長期的視点で、森林、林業からの

大きな効果が得られるものと考えております。

この項の2つ目でありますが、今後建造される公共建物はできる限り木材を使用していくべきと思うがどうかということについてでございますが、林野庁補助でございます木造公共施設整備事業におきましては、平成18年度と20年度にそれぞれ1棟ずつ建築いたしまして、現在まで延べ10施設で利用されておるところでございます。その他公共施設建物への木材、秋田杉の利活用につきましては、合併後におきます市営住宅建設事業、あるいは十文字地域道の駅建設事業などにおきましても、積極的に取り組んでいるところでございます。

また、市の公共施設を工事発注する際は、設計書の中で、木材は原則として県産材を使用することと明記いたしておりまして、県産材の活用を奨励してまいりました。今後予定されている建設事業におきましても、建築基準法の制約がある場合を除き、建設コストや建築後のランニングコストなどの検討を行った上で、県産木材の利活用に努めてまいりたいと思います。

この項の3つ目に、木製の防雪柵を導入してみてもどうかというお尋ねがございました。

県の基準におきましては、木柵工など10種類の木製構造物の工種別適用基準を定め、これに該当する工種については原則木材施工することとしておりますが、木製防雪柵は登載されておらないところでございます。導入に当たっては、効果や安全性、コスト面を検証する必要がございますので、今後は、県において木製防雪柵の適用基準について検討されるよう要請をしてまいりたいと考えております。

この項の最後にございました、間伐材を用いた割りばし工場を設置し、障がい者の自立支援につなげたらどうかというご質問でございますが、木材製品の需要が低迷している今日にあって、少しでも需要が増加するよう、公共施設の内装木質化や公用備品の木材製品利用、さらには公共土木事業における間伐材の利用など、積極的に進めてまいります。具体例として挙げられました割りばしなどの木工品につきましては、国内で生産されているものには、ヒノキを使った高級品、あるいは一部杉間伐材を使用したものもでございますが、品質と価格の面、工場の設置と運営の母体となる組織など、これらの点をどうクリアするのか検討すべき課題が多いと思われているところでございます。

大きな3番目の雄・平・仙広域連合の発足についてでございます。

地方公共団体の事務の共同処理方式としては、自治法に規定される一部事務組合、あるいは広域連合があるわけでございますが、この組織はあくまでも構成団体の共通する事務の一部を共同処理するものでございまして、構成団体の中の特定の団体のみが共同処理する事業は想定されておらないところであります。また、広域市町村圏組合に代表されます一部事務組合につきましては、共同処理による効率化というメリットがある一方で、各自治体、組合議会という2段階の意思決定を要することから、迅速な対応や構成団体間の利害調整が困難になるなどのデメリットが指摘されておるところでございます。

具体的なお提案につきましては、例えばごみ処理施設につきましては、湯沢市と当市の建設スケジュールの調整が困難であったことを昨年6月の議会で答弁させていただきましたが、このほか一般論として、対象エリアの拡大によりまして、搬入コストや搬入中の交通安全対策などにより、共同処理方式の

採用には至らなかったところでございます。また、水道事業につきましては、現在平成32年度を終期とする水道事業計画により調整を行っている状況にあり、これを広域事業とするとなれば、関係団体の調整によるスケジュールの遅れや新たな施設整備等が必要になるなど、必ずしもスケールメリットを發揮できる状況にはなっておらないところであります。

しかしながら、社会情勢の変化によりまして、市町村合併の進展や道州制の議論など、行政事務の広域化が話題となっている状況にあり、今後は、観光行政やご指摘もございました消防など、広域的な取り組みによって行政サービスが向上するものにつきましては、関係自治体との調整を図りながら、調査、検討を行ってまいりたいと思います。

最後の国道13号の歩道整備についてでございます。

国道13号を管理いたしております湯沢河川国道事務所におきましては、交通渋滞の緩和や歩道未設置区間等の解消のため、これまで醍醐地区などで交差点改良や歩道整備を継続的に行ってきております。平成21年度には石成地区歩道整備事業のほか、憩寿園入り口交差点から文化センター入り口交差点までの歩道改良工事や、横手市外ノ目地区において、車道と歩道の段差解消を図るバリアフリー化工事などを行う予定と伺っております。

市といたしましても、交通量の多い国道13号においては、歩行者や自転車が安全、快適に通行できる空間の確保は重要なことと考えておりますので、今後とも、湯沢河川国道事務所との事業調整会議や国への要望会などさまざまな機会をとらえまして、道路整備について積極的に要望してまいりたいと思います。

以上であります。

○田中敏雄 議長 18番高橋大議員。

○18番（高橋大議員） 答弁ありがとうございました。

順番に再質問をさせていただきます。

まず、1件目の震災時における給水対策についてであります。市の対策としては備蓄もあるようであり、タンク7台、600リットルのポリタンク16、20リットルのポリ容器250、18リットルのポリ容器620の備蓄があるようであります。それと、よねやさんとかコメリさんとかイオンさんとかからも応援がいただけるというようなことで、何もしていないわけではないと思うわけでありましてけれども、実際に直下型で激甚災害が起きた場合は、恐らくこの程度では対応し切れないのではないかなと思うわけなんですけれども、今現在、今回挙げられている備蓄とか応援策における、対応できる給水能力の人口というのはどれほどのものなのかお伺いいたします。

○田中敏雄 議長 上下水道部長。

○長里恒夫 上下水道部長 ただいまのご質問ですけれども、何人分ぐらいの人口を賄えるのかということでございますが、この備蓄については、ほとんど旧町村からの引き継がれた備品でございます。具体的などの程度ということについては今資料を持っていないわけなんですけれども、いずれ激甚といいますか、



広範囲の地震についてはこの部分では対応できないのかなという思いはいたします。これは、ある程度一時的な対応ということで、緊急的に起こって、ある程度時間的な早い部分を対応するというございまして、ただどれだけの地震で、この前起きた地震よりももっとひどかった場合はどうなるかということについては、これから検討してまいりたいというふうに思います。

○田中敏雄 議長 18番。

○18番（高橋大議員） 本当に心もとないと思います。

水道協会を通して応援が可能と言われますけれども、恐らく直下型で起きた場合は、周辺の自治体も多分大変な状況にあると思いますので、下手をすれば、ほかの市のことには構ってられないような場合もあると思いますし、当然、自分も東成瀬とか前回の岩手・宮城地震のときに見にいきましたけれども、道路の状態がまともに車が走れるような状況ではなかった。恐らくそういうことも想定されます。幾ら給水車があるとはいえ、多分こういうような民家が集合しているようなところには、下手をすれば車などは入り込めないような事態も想定されますし、そういった意味で今回ボトリング工場云々という話だったわけでありまして。

都市部での大きい地震という、最近では中越地震だと思います。テレビで見ておりましたが、たしか柏崎とかだったと思いますけれども、断水して上水道が破裂して、それで民家に水が行き渡らなかったということで、大変水の確保に苦慮していたという映像を見たことがあります。その後、復旧した後に、実際には応援物資、援助物資が送られてきて、復旧した後に売だけの救援物資が来るというような状況でありまして、タイムラグがあるわけです。やはり毎日水も飲みますし、皆さん使用するわけでありまして、地震の後すぐ水が欲しいわけでありまして、そういうときに備えるためにこういった提案なわけでありまして。

そして、今回地域活性化生活支援臨時交付金が11億2,000万ほど来たわけでありましてけれども、今回この新聞にも載っておりますけれども、政府のほうで追加経済対策に本腰であるとか、100兆円規模を想定した追加経済対策をされるとか、そういったような大型補正も何かにおわせるような発言が多く出てきておりますので、もしかすれば、また次回この地域活性化生活対策臨時交付金に似たような100%補助の補助金が来るかもしれません。そういったときに、今まで平常時ではなかなか財政も厳しいのは私は承知しておりますし、上下水道会計が厳しいのも承知しておりますので、やれないであろうなということはわかっているわけですが、やっぱり100%補助ですから、そういう意味では、もしそういうものが来るのであれば、水道会計に負担をかけないでこういった思い切った事業というものができると思いますし、こういうような備えをすることによって、もし事が起きたときには、さすが横手市だなと言わしめるようなことにもなろうと思います。

ですので、ぜひとも努力するように検討してもらいたいと思いますし、この100%補助になるような財源の裏づけ、コスト面とかそういうことを言っておられましたけれども、財源の裏づけがあるようであれば、ぜひとも本当に前向きに努力していただきたいと思うわけですが、その点どうでしょうか。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 まず、直下型が起きたときには、恐らくどのような準備をしても、ほとんど地域のインフラは機能しないだろうというふうに思っているところでございます。

これにつきましては、私も何年か前に国の消防庁で主催いたします危機管理セミナーに行ってみまして、あなたがもし直下型地震に遭遇したとき真っ先にどういう行動を取りますか、30分おきに自分の行動を記録しなさいというような、シミュレーションしなさいというような大変な質問をされて、それで右往左往した記憶がございます。

先般、防災を担当しています総務企画部長にも出てもらいまして、まず直下型が起きたら、まず職員は出てこれないだろうと。どんなマニュアルをつくっても、まず職員が出てこれない状況では、これは大変なことだということで、学んだことは、まずとにかく耐震対策を各家庭で、とりあえずたんすが倒れてくるようなそういう事態を防止することも含めてでありますけれども、細かいことを申し上げますと、そういう事前にやるのがまず大事だということを報告をもらったところでございます。

ことさらに、起きてしまったからの地方の対策は、地元においては相当難しいものがある。そういう意味でいうと、備蓄の問題は、その備蓄したものをどうデリバリーするかという問題もやっぱり残るわけでございますので、この問題をクリアすることがまず一つ条件かなと思います。しかしこれは検討する必要が、さまざまな備蓄をいたしておりますので、考えなければいけないだろうと思います、これはボトリング工場という意味ではなくて。

あとは、隣の町ですとやはり直下型の影響を当然受けるわけでありまして、ある程度離れている地域においては被害は少ないという前提に立つならば、そういうところともっと具体的な応援協定、備蓄のあり方だとか、こういうことが必要になってくるのではないかなと思います。やはりそういう直下型が起きたときには、よそに頼ることが、よそとの援助協定の確かな存在というものがとても大事になってくるというふうに思っている次第でございまして、今のところ具体的にどういう応援をする、余力がどれぐらいあるか、体制ができていくかということについても突き詰めて話はまだできておりませんので、そこら辺をもうちょっと検討する必要があるというふうに思っている次第でございまして。

○田中敏雄 議長 18番。

○18番（高橋大議員） 何か、話がだんだん反れて、ボトリング工場から離れていったような答弁をいただいたようにも思われますが、やはり行政というのは最悪の事態、周辺は大丈夫であろうとか、それは最悪の事態ではないわけでありまして、やはりこういった財源の裏づけがあって、国からの100%の補助の交付金があるのであれば、これはまたとないチャンスでありまして、これを逃せば、それこそ多分今回の11億円も恐らくあてにしていなかったお金だと思います。当初はこんな不況が起こると思っていなかったわけですから、この不況の経済対策がまさにチャンスなわけです。これを逃すと後やれないんじゃないでしょうか、です所以说っているのです。水道部長、努力するというだけ言ってください。

○田中敏雄 議長 上下水道部長。

○長里恒夫 上下水道部長 やはり、この問題についてはなかなか我々も、どういう規模をつくるかということも含めて、いずれ水道のほうは、それ以外にも水道全体の経営ということがございます。今回簡易水道を統合したという関係でも、そこら辺のところの安心・安全な水を供給するということを最大重点課題として、経営の問題も頭に含めながら、今のところなかなかボトリングのほうまで頭が回る余裕はございません。なかなか規模、それから災害時にどういう動きをするのか、これは上下水道部だけでなかなか考えられない問題でございまして、やっぱり全体の中で、災害時の対応ということでは市全体の中で考えながらということになろうかというふうに思います。

ここら辺でよろしくお願いたします。申しわけございません。

○田中敏雄 議長 18番。

○18番(高橋大議員) まず、何とか努力して検討を進めていただきたいと思います。

続きまして、森林、林業、木材振興について伺います。

今回、森林組合に対しまして、貸し付け、それと出資金が出たわけでありすけれども、やはりただお金を出すだけであれば、前回のアメリカがビックスリーに対してお金を投入するのと同じでありまして、その本体そのものの性質というものは変わらないわけでありすから、ただ生かさず殺さずというような状況にしておくというだけになってしまうと思います。ですので、何とか森林振興、木材産業の振興には努力をしていただきたいと思うわけでありすますが、今回は防雪柵についてお伺いします。

県の基準には該当するものがないというような答弁でありましたけれども、実際には北海道とかそういったところではやっている事例があるわけでありまして、北海道でやれて秋田でやれないということはずないと思います。

主要道路には今ほとんど大体設置されているわけでありすけれども、実際に今防雪柵がない道路はたくさんありまして、それで今地区会議とかそういった要望を吸い上げる会議とかあるわけでありすけれども、やはり今の現状の防雪柵のコストを考えますと、1メートル10万円以上、十文字で最近やったのですと1メートル15万円ぐらいですか、ですから1キロやれば1億円かかるわけでありす。ですので、地区会議みたく、街灯をつけてくれとか側溝のふたを直してくれとか何十万円で済むような要望だけを吸い上げる会議であれば、ちゅうちょして引っ込めざるを得ないような事業なんです。本当は欲しくても、さすがに防雪柵は無理だろうと住民が思って要望もしない。ですので、十文字においても睦合とか植田のほうでも以前に要望した箇所は何カ所かあったはずであります。ですけれども、最近ではその声が聞かれないというのは、やはり主要道路でもないですし、補助も来ないですし、しかもかかるお金が半端ではないというので、遠慮して引っ込めているという現状であると思います。

それで、今回私もこういう提案させていただいたのは、実際のところ、柳原という集落が十文字にありまして、そこの方から、県道羽後鳥海線に抜ける道800メートルぐらいですか、田んぼの中を真っすぐ歩く道があるんですけれども、そこも冬、突風ですごいわけです。ですけれども、細い市道でありますので、防雪柵は設置されていない。ですので、欲しくても設置できないですし、届かない声、声なき

声というんですか、そういうのをくみ上げる意味では、木材振興と絡めて、この防雪柵設置に努力していただきたい、そういう意味で質問いたしまして、その点について、市長、もう一度お願いします。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 北海道の例というのは存じ上げませんでした。これは調べてみたいというふうに思っています。いずれ、基準をクリアしなければいけないというのは当然でありますので、その北海道の例を調べながら、県で採用できるような可能性がないかどうか、この辺については相談してまいりたいと思います。

○田中敏雄 議長 18番。

○18番（高橋大議員） 何とか相談して頑張ってください。お願いします。

続きまして、雄・平・仙広域連合の発足についてお伺いいたします。

答弁の中で、ごみ処理についてであります。スケジュールの調整が合わないであるとか交通安全上とかそういった理由で、湯沢と横手でも一緒にやることは困難である、そういうような答弁をいただきました。

やはり、ですけれども、最少の費用で最大の効果というものを考えたときに、やっぱりごみを処理する経費は安いほうがいいですね。ですので、やっぱりスケールメリットが生かせるものであれば生かすべきだと思います。スケジュールが湯沢と合わないのであれば、ちょっと横手の事業、平成27年ですか、たしかやるというような方向で進んでいると思うんですけれども、もつかわりかわりませんけれども、もうちょっともたして、湯沢のほうと歩み寄るような形でもう一回調整ができればなとも思うわけであります。

いろいろ、場所によっては遠い場所からごみを持ってこないといけないとか、そういうようなデメリットとかもあろうかとは思いますが、今はやはりその後設備にかかる管理コストとか、あと発電して売電するとかそういうような形で、スケールが大きければ大きいほどより効果的だというのが今のごみ処理場の実態だと思いますので、ほんのちょっと、湯沢市でもどこでもいいわけですが、手を取り合うことによって何億円か浮くのであればそれに越したことはないわけでありまして、もうちょっと簡単にスケジュール調整が合わないであきらめるというのではなくて、もう一回再度相互理解のもとに頑張りたいと思うわけですが、その点についてお願いします。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 実はまだ合併する前、合併協議会を一生懸命やっていたときに、そういう検討を担当のほうでいろいろしました。その結果そのネックになっているのは、スケジュール調整が一番ネックは、我々が焼却場をつくる場合の財源として合併特例債ですので、27年より先に延ばすということはこれは無理です。

それから、当時の検討した報告の中では、施設そのものについては大きくしたほうが完全にいいということではありましたが、その搬入コスト、後からの分のお金は、施設そのものをつくるときには補助

なんかいろいろありますけれども、後からのものは全部自前で負担していくことにはなりますが、その際の搬入コストが相当えらいものになるということで、詳しい数字は記憶していないんですけども、搬入コストが大変になる、それから我々が実際つくるときに、助成以外の負担の部分を合併特例債で充てなければ我々はとてもつukれないという中では、その調整がつかなかったというふうに記憶しております。

○田中敏雄 議長 18番。

○18番（高橋大議員） まず、広域連合につきましては、広域でやったほうが良いという考えは私は変わりません。面積が広くても、雄・平だけであれば、それよりもひろい範囲で広域連合でやっているところ、北海道を見ればあるわけでありまして、その距離的な差がネックになるとか、そういうのではないと思いますし、広域連合化することによってメリットが生まれるものかどうかを研究する課題を事務処理するというだけで連合体をつくっているようなところもあるわけでありまして、今後、スケールメリットが生かせるものは、やはり話し合って進めていただきたいなと思います。

時間がないので、最後、13号線の歩道についてでありますけれども、これはぜひとも強力に要請をお願いしたいんですけども、これもまた十文字についてなんですけれども、道の駅付近に2つ、13号線をまたぐ地下道があります。以前に地域の方々から、あそこの地下道の階段が急だということで、その傾斜を緩くしてくれという工事を要望するような陳情だか要請が出されたと思います。

それで、実際に国交省のほうも前向きに検討するというか、事業化を進めるというような感触を受けたような記憶を私はしておるわけなんですけれども、ただその間に道路特定財源の一般財源化云々という話が出たあたりから、その地下道の傾斜を緩くするという話がうやむやになったような経緯がありまして、今実際に市長の答弁を聞きましても、地下道について触れられていなかったわけなんですけれども、何か話がなくなってしまったような状況でありますので、歩道整備も含め、地下道の部分についても引き続き要請をお願いしたいと思いますし、事業化になるのであれば早急にやっていただくように要望、お願いをいたしまして、質問を終わります。どうもありがとうございました。

---

#### ◇ 菅原恵悦 議員

○田中敏雄 議長 8番菅原恵悦議員に発言を許可いたします。

8番菅原議員。

#### 【8番（菅原恵悦議員）登壇】

○8番（菅原恵悦議員） 質問をする前に、先日増田高校の卒業式が行われました。その中に、今海外での手術しか助かる道がないというようなことで、募金活動をしている明成小学校の5年生の安藤君のお姉さんがおりました。増田高校の同窓会としても、できる限りの協力を話し合ったところでありまして、募金活動に多くの皆さんからの善意が届けられることを、この場からもお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、通告に従って質問いたします。

合併して4年を迎えました。この間、住民からは多くの要望もありましたし、その一つ一つを見ると、多額の経費のかかるもの、あるいは少ない経費で済むものもいろいろあります。私は、地域住民にとって必要なものは可能な限りかなえてやりたい、そういう思いを持ち続けております。しかし、横手市の実質公債費比率が県内でも高い位置にあること、あるいは行財政改革は私も必要だと考えておりますから、いろいろと要望される皆様には私なりにお話をして、市民の協力をお願いしてまいりました。それは、市民、行政が一致して協力、努力することによって必ず合併のメリットは市民に還元できる、そう信じていたからであります。

しかし、横手駅前開発や東西自由通路、赤坂総合公園整備、横手市都市計画道路2・3・5号線などなど華々しい建設ラッシュの一方で、市民からは合併後負担増と行政サービスの低下、そういう声が年々多く聞かれております。これは毎年の厳しい枠配分のため、地域局や市民生活に直結している予算が大きく減額されていることや、各種団体の補助金削減、それによる事業の縮小、あるいは廃止に追い込まれる状況、こうしたことが挙げられると思います。また、事業仕分けの成果を予算に反映して、例えば長寿祝い金の見直しがあります。これなどは、今年は自分の順番というようなことを知っておりますので、それを楽しみにしている敬老会への参加者、祝い金に該当する皆様の落胆する姿が目に見えようであります。

これが、民意を起点に、市民の視線でという市長の目指すまちづくりなのでしょう。市長は合併後、財政が思ったより厳しいと言われます。その行財政改革として削減された財源を、市民は自分たちで負担しながら継続している事業がたくさんあります。そうした市民の努力や協力に行政は確実にこたえていくべきだと私は思います。市民に負担を求める、あるいはささやかな市民の楽しみとしている祝い金を削減するその前に、平成21年度予算を見ると、ほかに削減すべき、あるいは検討すべきところがたくさんあると思います。そこで次の点についてお伺いをいたします。

まず、横手市長及び市議会議員選挙費や旅費規程などは、現在の社会状況を考慮して廃止する自治体も見られるようになりました。横手市でも今以上の透明性と公費負担の縮減になるよう見直しを図るべきだと思います。この件については、これまでいろいろな機会をとらえ、平成19年3月7日の一般質問でも議論いたしましたが、私が納得できる答弁をいただくことができませんでした。選挙費用、旅費規程は細かい領収書の添付が求められていない部分が似ているな、そう思って質問事項に載せました。平成20年度予算案の上程の際も質問いたしましたが、燃料代1日7,350円の7日間、これは現在の単価で積算すると1日600キロ以上走れる計算となります。ポスター印刷代47万5,660円、これも十五、六万円で仕上がりが可能なんです。市当局は上限の予算措置としているとのことですが、これは多すぎると思います。こうしたものを減額して、福祉関係や各地域局に配分することで市民に対しても有効活用が図られると思いますが、そうした考えはなかったのかどうかお伺いいたします。

次に、森林組合への出資と貸し付けについてであります。

市長の考えは、森林を守るという大前提のもとに出資と貸し付けを決定したと伺っております。森林を守るということについては理解をいたします。しかし、横手市の平成21年度予算に対するこれまでにない厳しい枠配分から考えたとき、運転資金を貸す金融機関がないとの理由での貸し付けと伺いましたが、横手市の税収の減少など限られた予算から出資するわけであります。その分、一般市民生活に密着した予算を一層圧迫していると思います。横手市森林組合の経営悪化の原因を考えると、ほかの森林組合との合併による立て直しが最も有効な手段で、合併することによりしっかりとした組合経営につながり、それが将来組合員や関係者、そして森林を守ることにつながると思いますが、そうした市の考えはなかったのかどうかお伺いをいたします。

次に、横手市都市計画道路3・4・5中央線についてであります。

県道御所野・安田線とあります。県道ではあるが、蛇の崎橋との関係から、未整備地区の110メートルを約12億円で横手市が整備するものと伺いました。県と約束していると伺いましたけれども、約束した平成9年当時と今では、道路の建設の是非、そして合併という横手市の財政状況、今社会環境は大変大きく、それぞれの家庭にもこたえるほど変わってきております。すべての状況が大きく違っておりますので、私は見直しも必要ではないかなと。

そこでこの資料をいただきましたけれども、私がいただいた資料によりますと、私の考えでは、横手病院方面と鳳中学校方面から来るT字路、八幡根岸線というようなんですけれども、その道路が県予算で整備される計画と聞いております。道路がすべて整備されることはよいとしても、必要以上に整備する時代ではなくなりました。したがって、この八幡根岸線、この路線を1本整備することで交通の利便性が確保され、県は30億円、横手市は12億円と大幅な予算の削減につながります。こうした事業の見直しはなぜ考えられなかったのか。また市当局は、合併した横手市全体の緊急度を重視しての予算配分とよく言われますが、その緊急度は何か伺いをいたします。

もう一つ、農業問題についてお伺いいたします。

横手市は、国の施策に沿って集落営農を主とした大規模な農業経営を進めており、5年後の法人化を目指し70以上の組織が立ち上がっていると報告されています。これまでの農業経営を省みますと、補助金がたくさんある時期はそれなりに続けられているが、最後は個人での経営努力が実を結ぶ結果と、それが多いなというふうに感じております。

横手市の場合、集落営農と並行して、地域によっては作物別の団地化を図った農業施策が、将来の合理的な農業経営と農業人口増や後継者育成につながると考えられます。例えば十文字地区での花卉栽培は、後継者づくり、あるいは若い世代の育成にも貢献しておりますし、その中で現在それぞれの土地での思い思いの取り組みですから、冬場の除雪作業一つ見ても合理的な状況ではありません。これを個人経営のまま作物別に1カ所に団地化することで視察研修の受け入れや、今ポジティブリストなどは大変農業関係も厳しくなりました。そうした消費者重視の時代にマッチした農業経営や近代農業につながるものと思います。幸い近年農業に対する国内外の関心は非常に高く、農業再生の予算も多い時期ですか

ら、その取り組みによっては、個人負担が少なく団地化できるチャンスにもあると思います。そうした取り組みを横手市が中心となって支援し、この横手盆地を農業者にとって夢と希望の持てる農業地帯に導くことが市の発展につながるものと確信しております。農業問題について、市長の考えをお伺いいたします。

以上、よろしく答弁お願いいたしまして、壇上からの質問といたします。

○田中敏雄 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 21年度予算についてのご質問が3点ございましたが、1点目につきましては担当のほうからお答えをさせていただくことといたしまして、2点目の森林組合への出資、貸し付けについて、これからご答弁を申し上げたいというふうに思います。

横手森林組合の経営実態を見ますと、大きく分けまして森林整備の部分と販売部門になるわけですが、森林組合の主たる業務であります森林整備部門においては、技術的にも処理能力的にもこれまでに問題はなく、今後においても正常な事業展開がなされるものと思っております。現在の赤字につきましては、販売部門における未収金が原因となって生じたものでありまして、こうした未収金を解消するため手助けしてくれる合併の相手があるというような想定はできないところでございます。

森林組合では、昨年9月以降新しい体制のもとで森林組合の経営再建は可能との判断に基づきまして、経営改善計画案を策定いたしております。その後、組合員からの意見を直接伺うために地区座談会等を開催し、12月には臨時総代会に諮って経営改善計画が決定されたものであります。このような経過を経て決定された横手市森林組合の方針と計画は、組合員である横手市としても尊重すべきものでありまして、他の森林組合との合併を市として誘導することは考えておらないところでございます。

同じく平成21年度予算の中の3)横手市都市計画道路中央線についてでございます。

これにつきましては、事業の施工区分や事業完了後の維持管理につきまして、八幡根岸線交差点から蛇の崎橋までを市が施工いたしまして、幸町交差点までを県が施工する内容で、平成9年3月25日に秋田県と横手市が覚書を締結しております。覚書を締結いたしました理由につきましては、横手川河川改修事業の河川拡幅に伴いまして、県道御所野・安田線の旧蛇の崎橋の架けかえが必要となったため、本来であれば都市計画道路として市が施工しなければならない事業を、この覚書を締結して県にお願いして施工していただいたものであります。

この蛇の崎橋以北の県道御所野・安田線につきましては、狭隘で交通事故の多発や渋滞が発生している区域であるため、県に対して早急な整備を要望している路線であります。中央線につきましては、蛇の崎橋が完成した平成13年から、旧横手市議会においても中央線と八幡根岸線の早期着工を要望され、県との協議を継続してきた経緯があり、県の新規路線整備選定会議において、平成21年度からの事業着手の方針が決定したところであります。

都市計画道路は、交通施設としての機能にとどまらず、公共空間の確保や都市機能の誘導など多様な



機能を持っており、横手、増田、平鹿、そして十文字地域の都市計画区域には、道路網として都市計画決定をいたしております。都市計画道路を整備する場合、市道を拡幅する形式であっても、将来の道路管理や関連事業など、その道路の位置づけによって、国道管理者や県道管理者が施工する場合がございます。

具体的な路線としては、学校橋から本町の交差点までは市道となっていますが、昭和59年の覚書により、都市計画道路八幡根岸線として県事業により施工していただいております。横手病院前から本町までの未整備区間につきましては、中央線完成後に着手することとなっておりますが、地域住民からは一日も早い完成を要望されており、県と市が互いに協力して事業を進め、早期に完成することが最良であると思われまいますので、よろしくご理解をお願いいたします。

事業費が膨大で事業期間が長期にわたる場合などは、覚書の締結により、県から支援を受け、直接施工していただくことによって早期の事業進捗が可能となります。今後も他の路線につきまして、同様の取り組みができるよう検討してまいりたいと思います。

大きな2番目の農業問題についてでございます。

当市、稲作を基幹としながらも、生産調整の拡大に伴った果樹、野菜、花卉などの複合作物の生産も盛んで、これら米以外の作物の農業生産額も県平均を大きく上回っております。集落営農組織の設立に伴った複合作物の栽培も生産拡大がなされている現状で、土地利用型作物の生産条件整備等を主体とした支援はなされておりますが、従来からの個別経営体の土地利用を引き継いでいる関係上、作業効率の面や省力化からも問題があるのではと考えているところであります。

今後、地域ごとの生産条件などを考慮しながら、路地栽培と施設栽培の周年栽培化や高品質化を拡大していくためにも、戦略作物の団地化や集積化は有効であると考えますので、農業関係団体と連携しながら、集落営農組織などを中心として、団地化への誘導策の推進を図り、将来的には後継者が就農しやすい条件整備を進めてまいりたいと思います。

以上であります。

○田中敏雄 議長 選挙管理委員会事務局長。

○最上康吉 選挙管理委員会事務局長 質問の第1項にありました横手市長及び市議会議員選挙費の公費負担の透明性と縮減につきましてご答弁します。

選挙費用の公費負担につきましては、だれでも立候補できるお金のかからない選挙の実現と公平な選挙を目的に、公職選挙法の規定に基づき市の条例で定めたもので、ご質問のありました選挙運動用自動車の使用と選挙運動用ポスターの作成に関しましても、一定の条件に基づいて公費で負担できる金額の上限を定めております。

公費負担の透明性の確保に関しましては、国でも去年10月に、誤った請求を防止する観点から、申請書や証明書、請求書などの様式や添付書類の見直しを行っております。これを受けまして市の選挙管理委員会でも、今年10月に予定される市長、市議会議員選挙から、市民の皆様にも選挙公営をわかりや

すく説明できるよう、いわゆる選挙カーの燃料費の請求様式、あるいは書類などを中心に所要の改正を行いまして、さらなる透明性の確保に努めてまいります。

公費負担の縮減につきましては、公職選挙法の規定に基づき、市の条例により公費で負担できる金額の上限を定めたものでございますので、限度額の全額を必ず使わなければならないというものではございません。ぜひ今後とも削減にご協力をいただきたいと思いますところでございます。

なお、このような社会情勢の中では、選挙費も経費節減の対象外ではなく、市選挙管理委員会といたしましては、経費節減に向けた適正な予算執行の一環として、今年10月の市長、市議会議員選挙から投票区の見直しの導入を計画しておりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いを申し上げます。

○田中敏雄 議長 8番菅原議員。

○8番（菅原恵悦議員） 答弁の順序とは違いますけれども、通告の順序で質問をしたいなというふうに思います。

これまでよりは、このことについて少し前向きな形で、書類がしっかりと透明性をもって整備されるというご答弁をいただきました。これについては、たしか三、四回ぐらいお話ししながら一般質問をしておりますので、趣旨は十分わかります。しかし、私としてはどうしても納得いかないといえますか、そういうところがあります。

このことについて、例えば市長、私に平成19年3月7日ですけれども、「選挙ポスターに絡んだ具体的な例示がございませんでしたけれども、基本的には市は法律に基づいてつくった範囲内の話でございます。それを具体的にどうするかという話は今までなかったわけでありますので、きょう改めてご提案いただいたというふうに私はとらえたところでございます。上限を定めているにすぎないわけでございますので、この条例のあり方がいかどうかということは、私どもそういう提案を受けまして検討させていただきますが、これは選挙にお出になる方々にかかわることでございますので、我々だけで判断できる話ではございません。これは議員の皆様にもいろいろ関連する部分がございますので、これも議会との協議の中で見直す点があれば見直してまいりたい」、このように答弁をいただきました。

その後、例えば同じ平成19年11月19日、朝日新聞ではポスター代、燃料代も選挙費水増し横行、こう載っていました。それで魁新聞には、20年3月27日燃料費を過大請求、そして3月31日公費返還へと、いずれも選挙公費の記事が載りました。これを市長はご存じですか。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 そういう報道がなされたのは記憶いたしております。

○田中敏雄 議長 8番。

○8番（菅原恵悦議員） こういう報道を知っているというふうなことで私も質問しております。

それをやはり見たならば、これを検討してこうだと、やはり内部でしっかりとした検討をしたもの 私は答弁としていただきたいなというふうに思うわけですけれども、それでこの新聞の報道を見ると、選挙費、旅費規程と、私は似ているというふうに申し上げましたけれども、しっかりと領収書の添付

がなかったというふうなことが伺えると思う。

例えば、魁新聞に燃料費過大請求とあります。これは5万8,020円の請求があったけれども、支払い後に業者との問い合わせで、実質1万5,615円、128.2リットルの使用だと。それで3万5,205円の返納があった。なぜこうした間違いが起きたかといいますと、よく考えると、これも上限1日7,350円の7日間で5万1,450円と上限が大変大きいわけです。その限度額内であれば契約どおりというようなことで、その確認のみで市が支払いをした。その後、こういうふうにして返還があるわけでありませう。

ですから、私はこういうふうなもの、あるいはこうした写真、印刷、これが幾ら幾らと、細かい資料があつてすぐわかるような形であれば、ここまでいなくても途中で気がついたらう、そういうふうなことをこう見ますと、やはりそういう何と申しますか、先入観と申しますか、これは間違いはないだろうという先入観、こういうふうなものがやはりこういう間違いにつながったのではないかなというふう

に思っております。  
.....  
.....これでは合併のメリットを一般市民に還元できない、そう思ったんです。それと、いつか大きなミスにつながるのではないかと、そう思って何回か議論をいたしました。

しかし、私の考えは受け入れてもらえませんでしたけれども、合併後、まさかという不祥事が続きました。市長はその都度陳謝をしております。私から見ると、私がこれまで述べたように、基本をしっかりと教育して、それを共有していないから起こった事故なのかな、事件なのかなと。ですから、公金の流れはだれにでもわかりやすい、透明性の確立こそ公金を取り扱う者の基本の基本で、それを行政に携わる者全員にしっかりと定着させて、お互いに気づいたところは注意し合う、そしていろんな無駄をなくすことにつなげる、それが行財政改革の第一歩ではないかというふうに思っております。

こういう横手市の行財政改革推進委員からも提言がいろいろありましたけれども、その中で補助金制度をテーマにはしているものの、市と職員がかかわるすべての仕事の姿勢を問う内容となっている。職員がかかわるすべての仕事の姿勢を問うと結んであります。これは、市長が率先して、議会を初めみずからの関係するところから、見直すべきはしっかりと協議をして見直す姿勢がないと、これは実現できないというふうに思います。その点について、どうでしょうか。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 市にはさまざまな組織があるわけですが、ご指摘ございました選挙管理委員会につきましては、行政委員会として独立した組織ということで動いていただいているところでございまして、私が直接そこに指揮監督権限を及ぼすものはないのはご理解いただけるかと思ひます。さまざまな不都合があつた中で、あるいはそういうことが報道される中で、行政委員会としての選挙管理委員会も対応していただけているというふうに思っている次第でございます。そういう答えが議員のもとに届けているのではないかなと思ひている次第でございます。

ただ基本的には、議員ご指摘のように、市の職員でございますので、さまざまな部分において、市庁部局においても、公金の正しい効果的な効率的な使い方に努力するのは当然でございます。そういう意味ではさまざまな不祥事の発生と相まって、いま一步、不祥事というまでも、そういうところに行かないまでも、もっと効果的、効率的な公金の、取り扱いというよりも使い方について、我々は努力していかなければならないとここで明言させていただきたいと思っております。

○田中敏雄 議長 8番。

○8番（菅原恵悦議員） 市長が新聞等をごらんになったというふうなことです。改めてその新聞等は提示いたしませんけれども、ぜひもう一度しっかり読んだ中で、私はしっかりした市長のリーダーシップをとっていただきたいなというふうに思います。

森林組合についてですけれども、森林を守ることについては何ら異議はありませんけれども、私は今国全体で森林は保全を考える時期ではないかなというふうに思っております。

横手市森林組合の経営の悪化といいますか、これまでの説明を聞きますと、これまで携わってきたすべての役職員全員の責任だと私はいろんな説明を受けて感じました。そして、前の役員との訴訟問題ですか、こういうのもこれからあるんだという話も聞きました。ですから、これから横手市森林組合の前途は多難であるんだなと、こう思います。

その上で申し上げますが、今林業を取り巻く状況は、同業者との競争に加えて、建設業者の入札なども参加してきたという大変厳しい状況になっているように聞いております。ですから、数字ではいかようにも計算できますけれども、現実として私どもに提出された再建計画のように進むとは私は思いません。まして金融機関は、再建計画も調査して運転資金を貸す状況にないという判断をしたのだというふうに思っております。

そういう状況の中で、一時的に運転資金を貸すということには、しっかりと再建できるように指導するのも市の役目ではないだろうか、そういうふうなことで、横手市森林組合の運転資金ですから、それを生み出せる役員の交代、こういうふうなものがしっかりとなければ再生は難しいと私は思います。それにはやっぱり合併も視野に入れて、やはりこれから先を考える、そういうのも私は必要ではないのかな、こういうふうに思いました。そういうふうなことをしながらしっかりと再建計画がないと、なかなかこの先大変だろう、市長の裏づけとなるものについてはいろいろお話にありましたけれども、増資と貸しつけ、これをやると再建できるんだというその判断は、市長はどこら辺でなさっているのか、いま一度お聞かせいただきたいと思います。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 金融機関から融資を受けられないでいる森林組合の現状というのにつきましても、多くの借入れをして、平たく申し上げますと借入れし過ぎていると申しますか、そういう状況下でございます。そして大きな不良債権を抱えているというような現状認識でございます。

これは、金融機関としてはやむを得ない、現実的な対応だろうというふうに判断いたしておりますが、

そういう環境下の中にあつて、日常的な、定例的なと申しますか、業務について森林組合は決して赤字基調にあるわけではなくて、安定的な経営をする体制にあるというふうに判断いたしております、そういう中にあつては、一時的な資金繰りの悪化を乗り越えたあかつきには、本来の森林組合に立ち戻れるというような判断をいたしたところでございます。

今回も、出資金ということでの5年間のお願いと、補助金ではなくて貸付金でございます。貸付金も1年間以内の貸付金でございます、状況が変われば2年目はしないということでございます。複数年にまたがる貸し付けでございませぬので、単年度単年度で判断していくということでございます。補助金でないということからしても、森林組合が自立してこれからも頑張っていけるという判断に立ったものだというふうに私どもは理解しております。

また、組合員の皆さんの応分の出資も約束されております。その実現に向かって頑張っていただけることを我々は前提としながら、我々も増資に応じ、貸付金も実施して、何とか安定的な経営に立ち戻れるように応援していかなければいけないものだというふうに思っている次第でございます。

以上であります。

○田中敏雄 議長 8番。

○8番(菅原恵悦議員) 市長のお考えもよく理解をしなければいけないのかなというふうに思いながらも、合併して4年を迎えたこの21年度予算、前にも述べましたけれども、市民にとっては大変厳しい予算であります。大変財政が厳しいという、枠配分がどんどんきつくなっているというふうに思いますけれども、そういう中で森林組合にお金を貸す、このところが私はどうしても納得いかないところなんです。まして市長が掲げる民意を起点に、市民の視線でという、そういうところからとつても、では、この森林組合に貸すところの民意というのはどこら辺でいろいろ判断されたのかな、こういうふうに私は思います。それで私が聞いた範囲では、これはいいことだ、貸せ、賛成するという市民はおりませんでした。やはり何と申しても、前の産業支援センター、ああいうふうなことも非常に大きく影響しているなというようなことを私は感じてきたわけでありまして。ですから、私はそういう市民の声も尊重したい、こういうふうに思っております。

そういう中で、私にこれだけは言ってくれというふうなことで、こういう紙に書いて持ってきました。私のところに来るのに、ガソリン500円分入れてきた、そういう方がおりました。それで、書いたのを読みますと、今、市に金がなければ何をやらねばならないか、それに対してはいろいろとあると思うが、無駄な税金の使い方はしないでください、1つ、公用車の廃止、2つ、職員のボーナス、手当の全面廃止、3、市議会議員の日当制の是正、4番目、各区長さんは廃止して、それは次長、部長でいいんじゃないか、こういうふうなことを箇条書きにして持ってきた方々もおります。

それで、これはやはり現在の社会状況を考えると、こうした本当に厳しい生活を余儀なくされている方が横手市の中にはたくさんいるのではないかなというふうに思います。そうした方々にやはり市長はもっと目を向けるべきではないかな、こういうふうに思うんですけれども、市長の考えをいま一度お願

いします。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 森林組合を支援することについての市民の皆様の理解がなかなか進まないというご指摘でございました。事は、それこそ森林の中で行われている環境を守るための大変大事な仕事でございまして、里において山を見てもなかなかわからない、そういう意味ではなかなか説明が行き届いていないなど、PRが不足しているなどという感を持っているところでございます。

そういう中でありますが、私が申し上げている市民を起点にというのは、そういう気がつかないでいる地域の環境の問題だとかをやはり市民の皆さんにうんと理解してもらおう努力を抜きにして、そして市民の皆さんに理解いただくことを抜きにしては、市民起点という言葉もなかなか空虚なものなのかなというふうに思う次第であります。

どちらが重いかという判断はなかなかできないところだというふうに思います。私に言わせれば、どちらも大事なことだと。福祉ももちろん大事であります。環境を守ること、山を守ることはもちろん大事だということのように思います。どっちが大事かというのは私にはなかなか判断できかねますけれども、どちらも市民の利益にかなうことだというふうに思います。

そういう意味では、そういう説明をこれからももっと森林組合ともども努力をして、説明をしていかなければならない。そして理解を得る中で、私どもが行おうとしている政策についてご理解をいただかなければいけないだろうと思います。ただ、ご指摘の中に背景としてある昨今、昨今だけではなくて、これから先も相当きついという状況が想定されるわけでありますので、その中で、税金のあるべき使い道、使い方については、これは今まで以上に我々も議会の皆さんと一緒に考えていかなければいけない、そして実践をしていかなければならない、成果を上げていかなければならないことだというふうに判断をいたしております。

以上であります。

○田中敏雄 議長 8番。

○8番（菅原恵悦議員） ぜひ、せっかくこうやって500円しかガソリン入れないんだけどもともとやっとなんて持って来た、こういう方々のことも忘れないで、これからはどうかお願いしたいなというふうに思います。

それで、横手市の都市計画審議会の中で出ました3・4・5号中央線というふうなことでいろいろ答弁をいただきましたけれども、説明では5,850メートルがまだある中で4,145メートルの整備だというお話がありました。今、大変このところが渋滞をするというふうなことも言われましたし、またこの中央線が完成後に八幡根岸線、そちらのほうもやるんだ、こういうお話もございました。

渋滞というのはいつごろの話なのかちょっとわかりませんが、私はこの間蛇の崎橋をちょっと調査してみました。蛇の崎橋を通過して法務局のほうに曲がるの、それから今道路整備しようとするほうに行く車、こういうふうなことをどのぐらいあるんだろうかなと見てみたら、バスが7時半から8

時までの間が12台、それで一番通ったのが7時55分で74台、これは5分間です。7時半から8時までの間で少なかったのが43台、8時から8時半の間、ここではバスが10台、そして一番多かったのが63台、8時5分までの間。一番少なかったのが37台、8時5分から8時10分の間。それでこの37台というのは、相当少ないんです、往復ですから。まだ来ないかなと、少しこうやって待つてなければならぬほど車が来ないんです、5分間の37台というのは。一番多かったのが74台、7時55分です。今は交通量もこれほど変わっている、そしてあそこ、蛇の崎橋から右のほうに、要するに法務局のほうに曲がってから込むんです、見ていると。曲がった車がつっかえている、狭いとか、やはり今言った向こうのほうの整備が悪いんでしょうね。そしてあそこの道路で信号を待っていて、例えば2回待った車は1台もありません、1時間半の間に。全部1発で行きます。今はそういう状況なんです。

ですから、私は、確かに道路は整備をすればいいことはわかっているんですけども、できる限りやはりそういう意味では見直すべきは見直して、そして経費の節減に努めるべきではないかな、そういうふうに思いましたんで、このところも、横手病院のほうから通る八幡根岸線、こちらのほうを1本通せば十分この状況は回避できる、というふうに思いました。

ですから、何と申しますか、県とやはりそこら辺はしっかり話し合っていくべきではないかな、いつてほしいなど、こういうふうに思うんです。これはやはり県も事業費が両方やろうとしているんですから、一方が完成すればそれで回避できればもう一方はやらなくていい、それが30億円、市が12億円。これは県民も市民の受益が考えられる。

今、道路を取り巻く社会環境というのはみんなそうなんです。確かに前にはそういう計画があった、しかし今こういう状況になったから見直そう、そういうことが私は今求められているし、そうしたことをやはり県と精査してやらないから、私は横手市の財政の悪化につながっているのではないかなと、そういうふうに思いますので、市長の考えをもう一度お願いいたします。

○田中敏雄 議長 建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 大変交通量等々調査いただきまして、ありがとうございます。ご難儀をおかけしました。

ご案内のとおり、あそこの路線は、横手病院あるいは城南高校、あるいは朝倉小学校、横手高校、鳳中学校等々の多くの公共施設、学校を含めて公共施設にアクセスする道路であります。現況は、蛇の崎橋はもちろん広くなって出てきますが、今回整備しようとする幸町までの区間につきましては、歩道が片側にもございません、片側1車線の車道しかございません。しかも昔の道路ですので、電柱あるいは電話柱がそれぞれ左右に道路に面してたくさん設置されております。そういうことで、特に冬期が主であります、歩行者、通学する子どもたち、あるいは一般の市民も、歩行者にとっては冬場は大変厳しい状況、厳しいというよりも大変危険な路線であります。そういう状況が1個あります。

それからもう1個は、この市街地に入ってくる北側からの幹線道路であります。昨今は通行量が5分当たり最大で74台で少ないのではないかというお話がありましたが、あのような路線形態、幅員も含め

て、あるいはクランク状態も含めて、非常に道路としての機能と申しますか、スペックといいますか、グレードといいますか、非常に現状では悪い路線ということで、北側から入ってこられる方は、現状ではその13号線をずっと来て、富士見大橋を渡って病院なりあるいは市街地に入ってくるという方々が、大分当時に比べれば多くなったのかなというふうに思います。

そういうようなことで、公共施設がありますし、道路としての機能といいますか、非常に悪い路線ありますので、もう数十年前からあその路線の整備をということで、市も含めて県も含めて一体的にいろんな議論、討論、討議を重ねて、検討を重ねてきた路線であります。

今回、先ほどの市長の答弁にもありますとおり、県の新規路線整備選定会議というのが県のほうで行われました。これは、民間の方々が県から諮問という形、形はちょっと定かでないですが、いずれそういう民間の方々が組織する会議で、県が新規に行う道路改良等々について、こういう路線について整備をしてもいいですかというようなこととお話をして、この選定会議でいいですよというような、そういうようなことで決定になる会議のようではありますが、聞くところによりますと、今回平成21年度で新たに着手する路線としては、全県で3路線がこの選定会議で決定になったようであります。ちなみに申し上げますと、その3路線中に当横手市で、この中央線約500メートル、それから雄物川地域の国道107号の大沢地区のバイパス整備の2路線が、当横手市の関係する路線として決定になったようであります。もう1路線はちょっとどこかは承知しておりませんが。

ということで、県のそういう民間を含めた選定会議において決定になったというようなことも踏まえて、当然平成9年の覚書にありますとおり、県が行う部分あるいは市が行う部分ということで施工区分の覚書もありますので、県が21年度で行う、21年度から行っていくというときに、市が、いやいや、お金がないのでおつき合いできませんということにももちろんならないわけでありますので、合わせて610メートル等々については、県と市が一緒になって、県は早ければ5年ぐらいでと言っていますが、なかなかそうもいかないだろうということで、先般のお答えでも平成27年度までの7年間の事業期間、おおむね7年間の事業期間で完成させたいというふうに考えているところであります。

それから、見直しの件でありますけれども、菅原議員さんは都市計画審議会の委員さんをお願いしている関係でありますので、ご案内のとおりだと思いますけれども、県が施工する部分については、従前の計画では22メートルの計画でありました。歩道の中には植樹帯も設けましてというふうなことで、全幅22メートルの計画でありましたが、今般、二葉町といわれる地域でありますけれども、非常に古い町並み、大きな木もありますしということで、新たに植樹帯を設けて木を植えるということをしなくても、現在ある緑で十分地域の景観等々は保全されるというような見直しを行いまして、22メートルから16メートルに幅員を狭めまして、なおかつ両側拡幅という計画でありましたが、幅員も狭くなったこともありまして、東側、片側だけを拡幅して行って、西側のほうについては、緑も含めて、あるいは家屋も含めて残しましょうと、そういうようなことでの見直しも行ってあります。

いずれ、非常に狭い、クランクがある、あるいは通学路、病院等々で、車だけではなくて、歩行者の



安全・安心、交通弱者の安心・安全を図る必要があるというふうなことで、県も我々もそういう方向で、あるいは選定会議においてもそういう方向で、必要性、緊急度、重要性は認められたわけでありますので、何とか着手をして早期に完成、完了を見たいということでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○田中敏雄 議長 8番。

○8番（菅原恵悦議員） 私も都市経営計画審議会の中でこの図面をもらって、初めてこういうのがあるのかと調査したんですけども、今度こういう図面をいただきました。こういうふうなものを見て初めて、これはこうしたほうがよかったんだな、そういうふうに思ったわけであります。

しかし、なかなかやっぱり何といいますか、こういうものを知る機会というのはなかなかないものですから、こういうふうな形になったんですけども、やはりこういう、今私がこういうふうなところを見ると、こっちのほうがいいんでないか、こっちのほうがはやめたっていい、そういうことはやはりもっとちゃんとした中でやって、そして見直しは見直していくという、そういうやり方といいますか、決まっていたから、県との約束だから、あるいは県がやるからやるのだ、そういうだけではなくて、やはりそういうものをもっと、財政も含めて、見直しの件についても詰めていければなというふうに私は思います。

それは、やはりこういう財政が厳しいとって枠配分という中で、私が見ると、市民のほうにだけはすごくきつい枠に見えます。私も今、公民館関係の方々ともお話をする機会があるんですけども、もちろんその公民館関係の皆さんにとっては、昨年よりも約五十何%減と、これまでも厳しい予算の中でやっているのに、またそういう予算配分になると。どうやって皆さんの負担を求めて、例えば年金をもらっている人からまたさらに負担を求めてやっていかなければならないのかな、まして地域によってといいますか、その地域によっては、これによってその地域のコミュニティが保たれていると。来られなくなったらその地域は、例えば横手市のぼんでんのような、かまくらのような、こういう地域とはまた違うというところもたくさんあるわけですから、1年に1回、このことによってその地域のコミュニティが保たれている、そういうところもあるわけですから、こういう全体の予算で、なければいけないようなやり方をしていかなければ、この先例えば新庁舎があって、その新庁舎を建てるんだからみんな辛抱しようとか、そういうビジョンがあってならまた別なんですけれども、そういうものもない、そういう中でただ厳しい厳しい、そしてこういうものは見直しもしないというようなことになると、私は大変残念な市政ではないかな。ですから、ぜひとも全体の中でいま一度、見直しなり含めて、どうか市長には精査をすることをお願いしたいなというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 公民館、いわゆる生涯学習活動にも話が及んだところでございますが、もとより地域の活力、元気な地域づくりのためにも、そういう部分がとても大事だということは承知いたしております。自主的に、自立的に取り組んでいただきたい、そのための応援をするのが市のスタンスだという

ことを何回も申し上げております。そういう手だては講じてきたところでございますが、これからももうちょっと工夫しなければいけないことが多分あるんだろうと思います、ご指摘のように。これについては、やはりいま一步の工夫をしなければいけないと思います。

ただ、そのことと公共的な道路も含めて投資をすることと、どういうふうに両立させるかという問題に尽きるのかなと思います。無駄な道路はつくってはいけないというふうに思います。しかし、あの道路をつくるのが、地域の住まいする、行き来する、あるいは住んでいる方にとっての価値は物すごく高いということだけは間違いのないところございまして、そういう市民の方の期待にもこたえる必要があるだろうと思います。

そういう意味で、どちらが大事ということは申し上げかねる話でございますけれども、それを同じまないたに上げられるとなかなかつらいところがございますが、しかしご指摘のように、生涯活動をするためにいささかの不便を来たしているということがあるとするならば、もうちょっと我々も、担当も含めて、そういう点に対する、それは配慮ではなくて、政策をきちっとつくり上げる必要はもちろんあると思います。トータルで予算は厳しいわけでありますから、トータルで削減する努力はこれからもしてまいります。しかし、やらなければいけないことについてはやるという姿勢は、やはり持たなければいけないというふうに思います。そのための工夫も、削減のための工夫もしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○田中敏雄 議長 暫時休憩いたします。

再開時間は午後1時10分といたします。

午前11時58分 休憩

---

午後 1時10分 再開

○高安進一 副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

【「議長、発言を要請します」と呼ぶ者あり】

○高安進一 副議長 その前に、議長が公務のため欠席しておりますので、副議長が議事を進行しますので、よろしくをお願いします。

それでは、27番佐々木喜一議員の発言を許可します。

○27番（佐々木喜一議員） ありがとうございます。

実は、午前中の質問で、菅原議員から選挙費についての質疑がありました。その中で、大変事実と異なる発言があったように思います。議長預かりにおいて善処をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○高安進一 副議長 所定の賛成がありますので、動議は成立いたしました。

それで、菅原恵悦議員の選挙費についての事実と異なる発言について、どういうものであるかという

ことを審議するための議会運営委員会を開催したいと思います。  
会議を暫時休憩いたします。

午後 1時12分 休憩

午後 3時11分 再開

○高安進一 副議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発言の取り消し

○高安進一 副議長 8番菅原恵悦議員から発言を求められておりますので、発言を許可します。

【8番（菅原恵悦議員）登壇】

○8番（菅原恵悦議員） 先ほど、私の一般再質問の中で一部誤解を与える発言がありましたので、おわびをするとともに、議長に対しましてはしかるべき措置をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○高安進一 副議長 ただいま8番菅原恵悦議員から、先ほどの一般質問再質問中に一部誤解を与える発言の部分については、発言を取り消したい旨の申し出がありました。この取り消しを許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○高安進一 副議長 ご異議なしと認めます。

したがって、8番菅原恵悦議員からの発言の取り消しを許可することに決定いたしました。

◇ 佐藤誠洋議員

○高安進一 副議長 それでは、一般質問に入りたいと思います。

4番佐藤誠洋議員の発言を許可いたします。

4番佐藤議員。

【4番（佐藤誠洋議員）登壇】

○4番（佐藤誠洋議員） 気を取り直しまして、不穏当発言は続くことがありますので、スムーズな議事運営のためにも気をつけて質問いたします。

新しい横手市が誕生して4年目を迎えました。紆余曲折を乗り越え、県内では初の郡市一体の合併となり、秋田県第2の市となり、市民からは大変大きな期待をされて出発しました。合併で、負担は低くなりサービスは高くなるとのことでしたが、さて現在は果たしていかがな状況でしょうか。

総括をするには、まだ半年の任期がお互いにありますので早いとは思いますが、施政方針にもあるように、8市町村のこれまでの状況を踏まえ、激変緩和措置としてそれぞれの地域局に本庁機能を分散させ、区長を置き、郡部が寂れるのではないかとという住民不安に配慮いたしました。また、地域局にもこ

れまでどおりの機能を置き、職員も多く配置しました。どなたが市長になろうとも、初代の新しい横手市の市長は大変であったろうと思います。一度に約2,000人に近い職員を把握することは無理であり、また駆け込み的な事業の結果、当初の予定より大幅に起債残高は高くなり、財調などの基金は少なくなった財政での合併でした。何より、それまでの各自治体の行政の進め方が独自であったため、これを新しい横手市として統一することが困難であり、いまだに完璧になったとは言いがたい状況がたびたびあります。限りある財源、ある程度合併で担保された交付税を主にした財源で、今までと同じように施設の維持管理をし、8つの分散した本庁機能で効率の悪い事務執行を続けることは困難な状況です。

そうした中で、着実に新しい横手市の総合計画を初め、さまざまな事業計画を策定いたしました。特例債事業もほぼ固まり、駅前再開発、ごみ焼却場、学校建設、病院建設と、当初あれだけ出た事業数からするとあっけないほどの件数です。この4年間は新しい横手市の土台づくりの時期であったと思います。

そのような状況の中で、今の市長の現状は、市長がみずから課した報酬6割カットを続けていることは、尋常ではない市長の状況を物語っております。人任せにしてしまった産業支援センターの経営責任は重いものがあります。また、相次ぐ職員の不幸事に対しても、トップとしては大変苦しいお立場であろうと思います。さらに、いかに不況下にあるとはいえ、これまで市長みずから東京、中京圏に数え切れないほど何度も出向き、トップセールスを行った結果として、1つも企業誘致ができなかった。執行者として結果責任が問われます。

一方、絶大なる権限を有している市長に対し、我々議員、議会も、その権限である議決権、調査権を十分行使し、市長と深まった議論ができたのか、市民の代弁者になり得たのか、及第点をいただけたのか、残り半分となりましたが、新しい横手市の初代議員の一人として、皆様方と一緒にかわらせていただいたことに感謝して、通告に従い一般質問をいたします。

大きな項目として、市長の政治姿勢について、以下の2点について伺います。

緊急雇用対策が続いている中、また10月までの任期ということで、通常と変わらない本格的な予算となっておりますが、10月以降に気を使われたのか、余り目玉となる事業がない予算だなという印象を持ちました。

第1点目として、組織機構についてであります。

これまで、先輩議員の質問に答えて、おおよその方向づけは伺っておりますが、効率の悪い本庁機能を早期にできるだけまとめるべきではないかと提案いたします。できるだけというのは、職員の数とそれに見合う容量の建物を考慮してということです。新庁舎があれば一番いいことですが、ここ当面の現状ではとても新庁舎を建設する財源は捻出できないだろうと思います。もし天から降ってきたような財源ができ新庁舎建設を検討できる際は、合併協定書の附帯決議を念頭に協議していただきたいと思います。できるだけ効率優先で、横手地域局周辺の建物に集約するべきです。

そして、同時に地域局の見直しです。今ある地域局を段階的に集約し拠点化する。その際、新しい横

手市として将来を見据え、今の建物、場所にこだわらず、最も適した市が有する建物、場所から選定すべきです。また地域局の業務は限られたものとし、地域局の職員数を大幅に減らし、より専門的な職員を養成すべきです。これにより、合併の利点である専門的な職員を増やすことで住民サービスの向上につながり、また資格などを取得してもらい外部への委託業務を減らせば、経費の節約にもなります。

ただし、これを行うには条件があります。それは、今ある公民館を横手方式、市長部局にするということです。予算で地域局費を見ると、横手地域局には、地域局庁舎管理費のほかに、5出張所分と5公民館分の予算があります。これはそこに市長部局の職員がいるということを意味していますが、このように、地域局庁舎管理費以外に予算が計上されている地域局は、ほかに増田、雄物川、十文字ですが、横手が圧倒的に多い。教育委員会からは、別に生涯学習センター費としてや公民館費として予算が計上されていますが、年々少なくなり、いかに創意工夫をしても、特徴ある地域の事業推進が困難になってきており、市では公民館を将来は指定管理者制度への移行も視野に入れていると伺っております。

以前にも一般質問で市長に伺いましたが、公民館は生涯学習としての役割だけでなく、地域づくり、まちづくりの拠点となり得るのではないかと思います。地域の皆さんが気軽に足を運んで、さまざまな地域組織が活動しております。公民館を市長部局にして、まちづくり、地域づくりの拠点としての機能を高めれば、行政が遠くなる、地域の声が届かなくなるのではないかとといった住民不安は少なくなり、活発に地域の伝統、文化などの特徴や思いが生かされてくるのではないかと思います。市長の見解を求めます。

今、地区会議の数が横手市全体で36あるそうですが、公民館の数、場所も、旧小学校単位であれば最も好ましいと思います。公民館での業務内容を精査、検討し、適正な職員数が確保されれば、本来の公民館が行う生涯学習的な業務は臨時職員でも十分対応できるはずですから、指定管理をする必要もなくなると思います。このことを担保して、初めて地域局の業務を縮小し拠点的な地域局を配置すれば、冒頭述べましたように、効率的で周辺部にも配慮した新しい横手市としての姿になると思います。時期的に残り任期が半年あり、その当初予算を審議する今が最も方向性を示すのに適していると思います。

地域局の再編、整理、統合の時期は、当然であります。区長の任期が満了する平成22年12月31日以降であります。少し先の話ですが、行政はいざ体制を大きく変えるとなるとなかなか動きません。スピードが求められている中であり、合併して4年目、市長はまだなのか、もうなのか、リーダーとしての判断、所見を伺います。

次に、シティプロモーションについて、またこれを担当する市長公室の具体的な業務内容、事務分掌について伺います。

1月の臨時議会の際に伺いましたが、シティプロモーション、不勉強で初めて耳にした言葉でした。市長のご答弁では、シティプロモーションについては、横手市全体の売り込みをすることだ、あらゆるもの、気候、風土といったものまで含めての横手市の売り込みであると伺ったような気がします。また、市長公室の仕事は、縦割りの行政の仕組みではなかなか業務がはかどらない、どちらの部署が管轄すれ

ばいいのか判断に迷う仕事が増えてきた、また県などを初めとする外部と調整しなければならない業務があり、それらを横断的に調整する仕事だ、また市長が決定したことをスムーズに担当部署へ伝えるための手足となるような仕事だと伺いましたが、よく理解できませんでしたので、市長が最終的に何を求めた政策なのか、何を目指したものなのかを伺います。

B-1 グランプリとシティプロモーションがどう結びついているのか伺います。

1月に市長公室に2名増の異動を行い、4月からはさらに増員すると伺いましたが、何のための増員なのか、市長公室の業務内容を含めて伺います。私がよく理解できないのは2点あります。

1点目は、市長公室が総務企画部の中に新たに設けられました。これまでも企画調整、まちづくりを担当しておりましたが、新たになぜ特化したのか、特化しなければならなかった業務内容がよく理解できないという点です。

2点目は、市長の手足という点です。わかりやすい例え話ですが、もし今の機構で、距離的に不便で非効率で、すぐに担当部長と打ち合わせがしづらいのであれば、先ほど質問したように、組織機構の見直しを早期に行い、ご自身が直接いつでもすぐに、担当部長を初め幹部職員と打ち合わせができる体制にすればいいことです。そのことを一番に考えるべきであって、職員をメッセンジャーボーイとして使うのは、組織のトップとしては不適切な行動であると思いました。また、仮にメッセージを伝える際には、どのように伝えるのでしょうか。市長の言葉、市長の命令だからこそ組織は動くのであって、一職員にとっては余りにも負担が大きい。市長と現場の間で板ばさみになってしまうのではないかと危惧します。

大きくは、この2点が疑問でした。私の理解不足、不勉強での勘違いかもしれませんが、よろしくご答弁をお願いします。

次に、予算について質問いたします。

合併当初は10月からの途中予算で、それまでの各自治体の持ち寄り予算で変則でした。分厚い予算書を職務代理執行者の名前のもので五十嵐市長の名前のもので何冊も渡され、これは大変なことになったと戸惑ったのを思い出します。

2年目は、それまでの各自治体が行ってきた積み上げ予算査定という、従来の方式の予算でした。1回目の査定時は歳入との開きが70億、2回目でも40億と、すごいところへ来てしまったなど不安になったのを覚えています。

3年目からは、分権型枠配分という予算でした。これも私にとって初めての言葉でした。各部署ごとにあらかじめ予算の上限を設け、部署ごとに事業の優先順位をつけて、自分たちが積極性を持ち主体的に予算執行ができるスタイルだと伺い、注目しておりました。大幅なカットをされても、何とか創意工夫で事業執行をされたと思います。

今年度も同様に大幅なカット、この2年間の枠配分予算を見ると、市長が市長として何が何でもここだけはやりたい、まずは産業振興、農業振興だ、あるいは福祉だ、教育だという、明確なメッセージが

伝わってこない、ほどほど、無難、どれも大事、官僚的な予算と思っています。

市長はよく、中長期的に見ればという言葉が発せられますが、その視点は忘れてはならないことだとは思いますが、4年間の中で結果も出さなければ評価はされません。市長枠が少しありますが、政策というには余りにも少ない予算です。今年度は財源を補てんするような市長枠でした。

また、現場からは、これ以上どこを削ればいいんだという声も聞こえてまいります。緊急雇用だと、市が直接雇用できるように努力している一方で、行革も着実に行われており、臨時職員を解雇しようとしています。矛盾しているのではないかと担当の方に問いましたが、予算がないとのことでした。

くらしのみちづくり事業は、旧平鹿町の事業を全市に取り入れた事業ですが、平鹿町では住民要望が多い整備、しかし国や県の補助事業に採択されないような要望を着実に進めていこうと、毎年一般財源を1億円向けて計画的に整備してきました。このときの平鹿町の一般会計は65億円前後です。政策的に毎年進めてきたので、住民には大変喜ばれました。それでも整備計画は遅れており、合併後も遅々として進んでおりません。

また、平鹿町では農業振興にも力を入れてきました。その一つが減反に対する町単独の補助金です。団地化、集積化を強力に進め、手厚い補助をいたしました。その金額は、合併直前で9,000万円ほどです。十五野地区のハウレンソウ団地、キノコ団地は着実に実績を伸ばし、現在は年間の延べ雇用人数は約1万人であり、税金もたくさん納めてもらっております。また、集落営農組織が当局の予想をはるかに超える数ができる、その大部分は旧平鹿町地域です。これは、単独補助で団地化、集積化を進めてきた背景があるからです。

この減反に対する合併後の市の単独補助金は、平成19年度一本化され6,300万円、平成20年度4,500万円、来年度3,700万円です。メニューの中身のハードルが高かったのではないかと、農家の実態、需要の把握が適切であったのか疑問が残ります。単純には比較できないかもしれませんが、市長が農業振興、農家の所得向上が最も大事な政策だといつも発言されておりますが、ここからは市長の思いが伝わってきません。これから集落営農組織の経営安定、法人化を進めなければなりません、フリーターキングの後に具体的な振興策を期待しております。

食と農だ、マーケティングだ、つくる農業から売る農業だと言われるが、市長が想定している販売額は一体幾らに設定されているのか、当面でも中長期的も結構ですので、お聞かせください。

私が就農して18年たちました。当時の平鹿町農協の営農センターには、今もありますが、青果物販売で10億円というスローガンがありました。これは、まだ米の値段が2万円台で、減反率が20%のときのこと、その減収した分10億円分を青果物で販売しようというスローガンでした。そこで、先ほどの単独補助金や県の夢プラン事業を積極的に導入し、農協も独自に販路の開拓を行い、青果物販売10億円を達成いたしました。

しかし、その間、米価の大暴落、減反率が30%を超えるなどして、ピーク時からは40億円、農家の所得が下がりました。これからすると、横手市全体では、少なくとも250億円から300億円ほどは所得が下

がっているのではないかと思います。市長は横手焼きそばを全国に知らしめると言われますが、これは食です。商工業者の所得は確実に上がると思います。しかし、これにより農、農家の所得は向上するのでしょうか。こだわりのある地元産の食材は何も使われておりません。大沢のブドウジュース、シシリアンルージュ、一体どの程度の販売金額なのでしょう。中長期的にどのような見通しを立てられているのでしょうか。道半ばといえそうなのかもしれませんが、市の明確な農業振興策、実効性のある所得向上策が見えません。

秋田県は、日本の中では有数の農業県です。その中でも横手市は、米偏重から脱却しようとしている複合経営が最も盛んな先進地です。横手市は、その置かれている立場からして、また条件的にも何をくくってもおいしい土地柄であり、日本一の複合農業経営を目指す振興策を打ち出してしかるべきです。

さらに、食育に関しても、国民に対して明確なメッセージを横手市から伝え、国民理解、国民合意形成のもとで税金を使っていただくように働きかけるべきです。来年度予算で、給食費の賄い材料費高騰分を公費で負担する予算が計上されましたが、このような事業はずっと続けるべきです。できるだけ地元農産物を使い、まずは地元で理解を深めてもらい、農家への応援の姿勢を打ち出すことにより、金額では見えない、農家のやる気を促すことができます。

旧平鹿町では、学校給食に特選平鹿というこだわりの特別栽培米を、差額分を公費で負担して、児童・生徒に食べてもらっておりました。これも合併でなくなりましたが、学校給食にこだわるのが可能な横手市としては、政策的な予算があってもいいのではないのでしょうか。

また、これだけいる市の職員の方々には、米を買って食べている人も大勢いると思います。まずは地元産、こだわりの米、農産物を買っていただき、理解し、応援してもらおうということが、足元からの政策であると思います。定額給付金についても、地元産農産物購入をぜひ検討していただきたいものです。

9月議会において提案させていただいた横手市独自の農業経営安定化貸付金事業を予算化していただき、ありがとうございます。農家の方々には、周知徹底していただきまして元気に営農を続けていただくように誘導してほしいと思います。もし、枠を超えたときには、補正対応をよろしくお願いいたします。

私の所属する委員会ですが、1点お尋ねをいたします。

対象事業として、なぜ運転資金が組織だけになったのかという点です。一般農業者を対象にして、限度額を低く抑え幅広くカバーしようとしているのなら、また信用保証協会がついたのなら、その趣旨からして、運転資金こそ最も一般農業者が欲しい融資なのではないのでしょうか。よろしくご答弁をお願いします。

終わりに、これまで長きにわたり行政の職員として頑張っていただき、合併という大変革を取り仕切っていただきました今年度ご退職されるの方々に対しまして、長年のご労苦に深く感謝いたします。また今後ともお元気で過ごされますことを祈念いたします。皆様方の事務能力、高いご見識は、それぞれの地域、地区の活動、まちづくりにはなくてはならないものです。どうか、今後とも横手市発展のために、



別の角度からご活躍いただきますようお願いいたします。

また、4月からの人事異動が、新しい横手市として将来を見据えた、一人一人の職員の方々が今にも増して精力的に横手市民の全体の奉仕者として取り組めるような異動であることを期待して、一般質問を終わります。

○高安進一 副議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 1点目でございますが、基本的には私の政治姿勢ということ、市政に対する取り組みについてということでございますが、その中の1つ目でございます。組織機構についてお尋ねがございました。いろんなお話がございましたが、地域局の再編、公民館を市長部局に、端的にまとめますと、そういうふうなご指摘かなというふうに思っていたところでございます。

答弁をまず読み上げますと、現在、合併前の地域庁舎を基点といたしまして、地域住民の皆様への行政サービスの提供や特色ある地域振興策というものの展開を図っておりますが、ご指摘にもございましたけれども、平成21年度末の自治区制廃止、区長の任期は12月末でありますけれども、自治区は21年度末というようなことになっておりますが、これを見据えまして新たな行政機構の枠組みを構築しなければならない時期に来ているというふうに思っております。

折しも、先般、新庁舎を考える市民会議より、本庁集約化、地域局機能の維持との方針が示されたわけございまして、高齢者等交通弱者に配慮した行政サービスの広域展開についても、具体的ご意見として提案をいただいたところでございます。

市におきましては、合併以降、行財政改革の一環として職員削減に継続的に取り組んでおりまして、少ない職員で最大の効果を生む体制を構築すべく、効率的な組織再編についても検討いたしておりますが、地域局の役割、あるいは配置する職員数についても見直しを図らなければならないと考えております。市民の皆様のご利便性を損なうことなく改革を前進させるためには、各公共施設の位置づけについても再検討する必要があると考えており、ご提案にもございましたが、公民館のそもそもの所管も含めたあり方も含め、総合的に判断をしてみたいというふうに考えているところでございます。

この項の2つ目に、シティプロモーションあるいは市長公室の仕事のあり方についてお尋ねがございました。

現在、市長公室には政策調整、そして広報広聴、そして秘書担当を置いておるところございまして、また横手の魅力を発信することによりまして交流人口の増高を目指す、私どもの造語でありますけれども、シティプロモーション推進のため1月から政策調整担当2名を増員いたしましたし、今年9月開催されますB-1グランプリ in 横手の準備を進めておるところでございます。

政策調整担当の主な業務といたしましては、新規事業等の庁内調整に関する事、政策会議に関する事、友好都市あるいは都市交流に関する事などがございまして、新規事業の中には、庁内外の調整が必要となる場合があることなどから、方向性が定まるまでの調整を市長公室で行っておりまして、シテ

イプロモーション関係以外では、このたびの秋田大学との連携協定締結にかかわる業務がこれに当たると思っております。

なお、事業の実施に当たっては、さまざまなケースがあり、関係方の調整により、業務担当整理し、また市民の皆様が混乱しないよう周知等にも努めてまいりたいと思います。重要な件に関しては、政策会議や幹部経営会議などで、私が担当部局長へ直接指示いたしております。しかし、日常的に私が直接そのための時間を確保することがなかなか難しい状況でございますので、現時点ではこのような政策調整を所管するセクションをもって仕事を進める必要があるというふうと考えておるところでございます。

2) の予算についてのお尋ねがございました。

枠配分が限界なのは、あるいは市長の政策が見えてこないのではというふうなご指摘がございました。

限られた財源で事業を実施するためには、今後とも枠配分方式による分権型予算編成を行わざるを得ないものと考えております。当市の一般財源の約6割を占める地方交付税は、合併算定特例が廃止となる平成33年度には、現在より23%以上減少することは確実であります。それまでに歳入に見合った歳出構造に改革していくことが必要であります。分権型予算編成は、職員一人一人が常に担当する事務事業の公益性、公共性や事業効果を検証し、行政責任範囲の明確化、事務手順の見直しなどを行いながら、市民が必要としている政策に重点的に予算配分できるよう取り組んでいくものでありまして、一般的な査定とは異なった編成方式であります。

今後は、分権の趣旨が徹底されるよう、さらに行財政集中改革プランと連動しながら、最大の事業効果が得られる予算を編成してまいりたいと考えておりますので、よろしくご意見申し上げたいと思います。

この項の2つ目に、農業振興策、農家の所得向上策についてのお尋ねがございました。

米の生産調整関係、市単独予算の補助金につきましては、受給調整システム推進事務費補助金として、集落営農組織の振興作物作付拡大助成、あるいは特別栽培米の作付推進や新規需要米作付に対する助成など、総額3,700万円を21年度当初予算に計上しております。

合併前、市町村においては、それぞれ独自の助成体系によって補助金が交付されていたわけでありましたが、平成19年度に8推進協議会が統一され、新たな助成メニューによって、野菜等振興作物の作付推進など、農家の皆さんの安定的な所得確保を目指して事業に取り組んできたところであります。予算的に規模は縮小しておりますが、国の事業である産地確立交付金をベースにしながら、新たな対策である水田等有効活用促進交付金など、国・県補助金と合わせ、市の補助金についても有効活用を図っていきたいと考えております。

次に、集落営農の今後の育成支援についてであります。品目横断的経営安定対策を契機に、これまで担い手の確保と育成を目標に取り組みを行った結果、管内に75の集落営農が組織されました。2年目を経過し、大豆を中心に営農を展開している組織体、あるいはスイカ、エダマメ、ミニカリフラワーな

ど野菜を中心とした栽培など、複合化、法人化を目指している組織と、現状維持のままの組織に分かれてきています。

今後は、集落営農組織内で10年後の経営を十分議論できるような環境づくりを進めるとともに、今までの問題点、また良かった点を分析しながら、法人化に向けて関係機関と連携しながら支援を行ってまいります。

また、農家の所得向上策につきましては、生産調整に関連する国・県の補助金を最大限に活用しながら、所得向上を目指していきたいと思っております。

21年度産地確立交付金については、助成総額8億4,000万円を水田農業推進協議会予算に計上いたしました。食料自給力、自給率向上のための戦略作物となる大豆、麦への加算を初め、これまでの振興作物15品目に、ニラ、メロン、ミニカリフラワーを追加し、あわせて担い手加算を新設するなど、収益性の確保が見込める作物体系への誘導に取り組んでまいります。

また、新年度からの水田等有効活用促進対策においては、大豆、麦、飼料作物、米粉、飼料米の拡大面積部分について手厚い助成が行われますので、この対策も有効に活用しながら、農家の皆さんの所得向上を図ってまいりたいと考えております。

また一方では、売れる米づくりの推進も重要な課題であります。既に取り組みのあります減農薬、減化学肥料栽培米の作付推進を支援しながら、安全・安心な横手市産米を全国にPRできるように努めてまいりたいと思っております。

以上であります。

○高安進一 副議長 産業経済部長。

○藤井孝芳 産業経済部長 関連した質問にお答え申し上げます。

農業経営安定化対策資金につきましてのご質問がございました。

私ども、当初の説明では、運転資金につきましては、集団、組織のみかというふうなご質問でしたが、この資金につきましては、ご存じのように、農業の振興を図るために、担い手農家はもちろん、一般農家にも幅広く農家の経営安定に寄与しようということで創成したものでございます。今議会に条例をご提案申し上げます。基本的には、営農集団の運転資金を想定しておりますが、個人であっても、資材の導入ですとかいろいろございますので、農業経営上必要なものにつきましては幅広く対応できる方向で運用していきたいという方向で検討していきたいというふうに考えております。

また、先ほどのご質問の中で、販売目標につきましてあったわけですが、個人につきましてはその系統でまちまちでございますので、全体的なことを申し上げますと、販売目標としましては、米で120億円、青果物で70億円ということを想定しております。

関連しまして、シシリアンルーージュの関係もございましたが、今現在の状況を申し上げますと、23名の農家の方が取り組んでおられまして、面積的には5.5ヘクタール、現在の販売額は800万円ということですが、今後いろんな料理に対応できるというレシピ等を添えながら、さらに拡大の推進を目

指したいということを考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○高安進一 副議長 4番佐藤誠洋議員。

○4番（佐藤誠洋議員） 答弁は大体、この次からだとは思いますが、今回大きな項目で市長の政治姿勢ということについてお尋ねをしているわけですので、先ほど、公民館の機能の集約とか、あるいは市長の答弁にありました、あわせて公共機関も含めてということで、組織機構を総合的に見直していくということでしたけれども、これと予算というのはやっぱり合致するものだと思います。

今、枠配分を続けていかなければいけないというのは、今の枠組みで考えるから、どうしても新しいことをやるためには、どこかを削りながら新しいことをしていかなければいけないわけですから、これを別々に考えるということはまず無理な話であって、合併して、結局は管理している施設、すべてのものはほとんど今もそのまま管理している、それで職員はどんどん減っている。職員の減っている人件費の部分で少しは合併効果が出ているのかなということですが、やっぱり人件費だけではなくて、そういった管理費等も削っていかない限りは、市長の新しい政策枠、横手市としてこれをやっていくんだという政策枠、予算は出てこないのではないかと思います。

今まで枠配分をよく見ていますと、見ていますというか私の感覚では、くらしのみちづくり事業とか、あるいは各地域局への元気の出るまちづくり予算、こういったものはきちっとした政策枠であると思います。こういったものこそが政策枠、市長の絶対何が何でも残していく予算であるべきで、今の同じ建物なり、合併して同じものをそのまま残しながら、それで住民サービスは続けていく、職員はどんどんやめていく、これはどうしても住民サービスが低下するのは当たり前のお話であって、この点を今地域局、住民に不安を与えているところを、市長として、そうではないんだと、そのかわり、公民館、今の小学校単位でやっているような、公民館ではなくてもいいんですけれども、いろんなこれから場所を考慮して、それこそ総合的に判断して、そういったものを地区単位に置いておけば、住民不安というのは私はある程度解消されるのではないかと、そう思って今回提案させていただいたわけです。

こういうことをしていかないと、もう削るところがないというのが本音ではないかなと思います。今回の国からの緊急対策の予算を見ましても、政策的だなと思ったのは、くらしのみちづくり事業は政策的で2億円幾ら、いつもよりぼんと増やしていただいて、これは住民サービスにつながる。ほかは、地元業者の育成という点ではいいかもしれませんが、屋根を直したりとか今までやれなかったことをこのときだということやするような予算、こういうことしかやっぱり今、何か天から降ってくるような予算がないとできないのが今の横手市の現状であると思います。

この点は、総合的に判断、整理統合するとはおっしゃいますが、予算と連動していけないと、どこでそれをやっていくということを市長が言っていないと、住民は、では、私たちはどうなるんだ、地域局はやっぱり人がどんどん少なくなるけれどもこのままあるのかとか、では公民館は横手市は職員が全部いるんだけれども、私たちのところは何もいなくて、そのうちは民間に移されると、そういった

不安とかさまざまなことがあると思うんですけども、市長として、横手市の将来のあるべき姿、こうするということをやっぱり今きちっとおっしゃられて、それでまず初代の市長の総括として、またさらに次と、そういったふうな段取りになるのではないのかなと思いますけれども、その点について、この予算と、横手市の公共施設を含めた総合的な判断というところについて、もう少し具体的にお願いいたします。

○高安進一 副議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 私どもが目指す方向は、住民の方の参画意欲だとか満足度をいかに高めつつ、しかしそれにかかわる運営コストをいかに下げるかであります。ということは、そこから外れなければ、いろんなこと、もっと簡単に言えば、何でもやらなければいけない時代に入っているのかなと思っております。

そもそも、給与の比較的高いと言われる公務員がそういう仕事を担うときに、もっと言えば、そういう公務員でなければそういう仕事はできないのかしらという問題意識はまず第一番に持っております。それから民間委託については、それでもって利潤を上げるような、そういう民間を考えてはおりません。地元のことは地元の方がやるべきだというのが私の基本形でありますので、ただそこには効率的に無駄なく中身の濃い仕事をしてもらう、そんな民間団体、病院も含めて、そういうのに育っていただかないといけないなと思っております。そういう意味では、簡単ではないけれども、目指す方向はそちらだと思っております。

当然、そういう過程の中で、ご提案のあったような、公民館あるいは生涯学習にかかわる機能を市長部局にというアイデアもあり得ると思います。それは大いなる議論をしなければいけないわけですが、そういうふうないわゆる従来の枠配分でありますけれども、枠を変えるということを前提としながら、しかし新たに構築した枠はその中で枠配分するという意味でございまして、今の枠を後生大事に守っていかねばいけないということでは決してないというふう考えているところでございます。

○高安進一 副議長 4番佐藤議員。

○4番（佐藤誠洋議員） ちょっと少しかみ合わなかったんですけども、そういうことであれば、横手地域局のみに公民館機能に市長部局を置いておるわけですけども、今市長が言われた効率、いかに効率よく職員が仕事をする上で、ほかの横手地域局以外には、例えば十文字は西支所というところに職員がおられるわけですけども、そういった地域にはいろんな事情があつてやらなければいけないところはあると思いますけれども、突出して横手地域局だけがそういった部署が市長部局から出ているわけですけども、それについては、全市的に広げるとか、あるいは廃止するとか、どちらかに統一するとかという考えはないのでしょうか。

○高安進一 副議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 歴史的な経緯だとか、地域が抱える人口の問題だとか、そういう機能を分散する必要性があつたり、そういうことで残ってきているところはあるわけで、集約化したところはなくなって

いるということだと思います。

これについては、横手の十文字にそういうことがあるということでありますけれども、これからの中では、これからの時代もそうであるべきなのかどうかという議論と検討はしなければいけないと思っています。これが前提では決してないというふうに思っております。その地域の抱える、市としての抱える業務の量の多さ少なさというものを相当吟味した中で、職員が担うべきか、あるいはお願いすべきか等々をやっぱり検討していかなければならないだろうと思っております。

○高安進一 副議長 4番佐藤誠洋議員。

○4番（佐藤誠洋議員） ちょっとやっぱりかみ合わないんですけれども、ぜひそういうふうに、そうしましたら、来年度予算はこれから審議するわけで、決まっていないわけですが、ぜひそういった職員の配置も含めて、皆様がやる気を出せるような、能力を十分発揮できるような、組織再編も含めて人事配置をやっていただきたいと、そのように思います。

次に、シティプロモーションと市長公室の業務内容なんですけれども、伺いますと、市長公室は各部署間の前段階を行うということなんですけれども、例えば一つの仕事をやるときに、だれが責任を負うんでしょうか。新しいプロジェクトとかつakって、そのプロジェクトのチーム長なり何かできるのか、例えば市長公室の方が責任を負ってその業務を行うのか、その点が非常にあやふやで、事業担当部長のところは責任を負うのか、その責任の所在はどこになるんですか。

○高安進一 副議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 市長公室の中で、今申し上げたようなのは政策調整という仕事でございまして、政策調整という部分でありまして、仕事の最終責任は私が負うということでありまして。

ただ、それを担う部署が複数の部署にまたがることが多いとこれから想定いたしております。そういうときに、この部分の所管はこちらで、これはここでというふうな、いわゆる切り分けをする、仕事の役割分担を含めた切り分けをする、そういう調整を私の意を足してそこと連携するセクションとして政策調整担当を置いていると、こういうことございまして、その事業によってもさまざまであろうかと思いますが、基本的には私がしなければならないという政策の遂行に当たって、事業の責任と守備範囲を明確にする、あるいはお互い足らざるを補うような関係を構築する、そういうセクションだと。政策調整担当には、そういう意味では、最終責任を持たせる部署ではないというふうにお答えをしたほうがよろしいのかなと思います。

○高安進一 副議長 4番佐藤誠洋議員。

○4番（佐藤誠洋議員） 冒頭の一般質問で述べましたように、市長は今言われましたように、自分の政策、これをやりなさいと、担当のところこういう話をしてきなさいというわけですが、現場としては、では、ここはどうなんだとか何とかかんとかと、実はこういう状態だと、それは向こうの部署ではないかとか、さまざまなことがあったときに、これは市長を超える発言はできないわけであって、本当に板ばさみになってしまったら大変ではないかなという危惧があるわけですが、その点につ

いて、1月議会のときも話をしましたけれども、市長が思っていることと、実際に現場で仕事を進めていく中では、やっぱり人対人が行うわけですから、スムーズに行われていくのかどうか、その辺をすごく危惧しているわけですが、市長はその点について何か対策なりあるんでしょうか。

○高安進一 副議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 ご指摘の懸念というのは、少なからずあると思います。所管と思われる部署の責任者は、それはうちの守備範囲の仕事だと、縦割りでありますからどうしてもそういうふうにするわけがあります。だけれども、私の目から見ると、それだけではないだろうということで、関連する部署との連携は必要不可欠だという意味で、政策調整担当を動員しながら進めようとしているわけでありまして。そうすると、政策調整担当はそこで板ばさみになるという、まさに適切な表現だと思いますけれども、それはあり得る話だなと思います。ここにおいては、密なる協議を重ねるしかないのかなと思っています。その政策調整担当には何の権限もございません、そういう意味では。私のメッセージを確実に伝えて、そこで調整をする立場だけでございます。したがって、そこにはコミュニケーションを密にしていく工夫が求められるだろうと。したがって、関連部署の打ち合わせの中には政策調整担当を必ず参加させます。そこで詰めていくことをこれからもしていかなければならないと思っています。

○高安進一 副議長 4番佐藤誠洋議員。

○4番(佐藤誠洋議員) この点につきましては、今後ともちょっとお話をさせていただきたいなと思っております。

最後に、市長が一番よくおっしゃられる食と農についてですけれども、先ほど私が言いましたように、例えば横手焼きそばに関して言うと、商工業者は一生懸命さまざまB-1グランプリだの開いていただいて、どんどん横手を売り込んで、焼きそばは売れるわけですが、農家の所得には結びついていないわけですし、食と農というところの農の部分について、連動するような政策というのは、市長は何かお考えなんでしょうか。例えば私がさっき言ったように、全国的にやっぱりすごく職員の方に、ここは農産物は何でもあるんですから、まずは例えば給与カットとか何かやっている自治体もある中で、給料カットではなくて、そのお金を生かして、ボーナスがちょっと出たらボーナスのちょっとの中で、親戚なりに横手市の米を送ってやれとか、それとか自分たちで米を買えとか、こういうのをやると非常に、横手市って足元からすごいというふうなのが出てくると思うんです。ですから、食と農について、もう少し市長の農について、私でもわかるようなお話をしてください。

○高安進一 副議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 焼きそばにつきましては、私も地域の農業振興につながるにはほとんど思っておりません。私は焼きそばは高級な道具だと思っております、B-1についてもそういう位置づけでございます。焼きそばを売るためにB-1をやるわけではありません。横手の食と農からのまちづくりをしている、そしてシティプロモーション活動を積極的にやっている町だと、そういう実態を見ていただきたい、そして情報発信したい。それは、農業ビジネスにつながるような情報発信したいというふうな狙い

から引き受けた次第でございます。それを先にお話し申し上げたいと思います。

食と農からのまちづくりは、スローガンがございまして、食に学び、食を楽しみ、食で潤う、こういうふうなことを考えております。最後の潤うところが地域の農業で潤うという意味であります。そこに行くには段階があるだろうと思います。この地域の食素材がどれだけ素晴らしいかということをやはり示さなければならぬだろうと思います。それは、食べておいしい、加工しておいしい、たくさんの方が使っているというふうな情報をやはり提供しなければならないだろう。つくることに関して、いいものができることに関しては私も議員と同じ意見を持っておりますが、それを果たして、市場というか、消費者に効果的に伝えているかという、私は決してそうではないと思います。伝え切れていない、足りないと思っています。ですから、卸売り市場に出す分についての努力は、農協を初めたくさんの方が頑張っています、生産者頑張って、我々もやっている。しかし、その先についての展開がまだまだ弱いと私は思っているわけでありまして、食と農からのまちづくりというのは、食で潤う、食がたいへんすてきな横手市だと、横手市の農業と食のブランド化をしなければいけないのではないかなというふうな考え方が根底にございます。

ですから、まだまだ取り組みが小さくて、誇れるほどのことはないんでありますが、さまざまな地域の従来のものとまたプラスして、新しい農業に対する取り組み、農産に対する取り組みを、消費者にかにいいものをつくっている横手市だと、それだけバラエティに富んでいいものをつくっている横手市だと、その中の一つのささやかだけれどもブランドだと、そういうのが5つも6つも10もあるというふうな形に持っていくのが、私はこれからの、ライバルも大変多くなるこの時代には必要な、マーケティングという手法ではないかと思っているわけでありまして。最後は横手市の農業につながればそれによろしいのかなと、ただし付加価値をつけるという部分をもっとやっぱり考えなければいけないだろうということに取り組んでいるところでございます。まだまだ取り組みが小さくて、実感として受けとめてもらえていないのはまことに残念でありますけれども、そういう取り組みの継続がこれからも必要だと思っている次第でございます。

○高安進一 副議長 産業経済部長。

○藤井孝芳 産業経済部長 先ほどのシシリアンルーージュの作付面積のことで、5.5ヘクタールと申し上げましたが、55アールの間違いでしたので、済みませんが訂正いただきます。済みませんでした。

---

#### ◎会議時間の延長

○高安進一 副議長 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

---

#### ◇ 石 井 正 志 議員

○高安進一 副議長 20番石井正志議員に発言を許可いたします。

20番石井正志議員。



## 【20番（石井正志議員）登壇】

○20番（石井正志議員） ニューウェーブの石井正志でございます。

きょうも大変長い一日となりそうですけれども、一般質問は私で今日は最後だそうであります。大変お疲れのことと思いますけれども、しばらくのおつき合いのほど、よろしく願いをいたします。

ところで、昨日、天下森のスキー場におきまして、横手市が合併して以来初めての全市の規模での市民スキー大会を開催したわけであります。主催は体育協会でありましたけれども、私どもスキー協会もお手伝いをいたしまして、ここにおられる佐々木喜一議員と一緒に大会役員としてお手伝いをしてきたところであります。

昨日は大変な好天でありまして、選手も200名近くが参加いたしました。ほとんどが小学生でありましたけれども、大盛況でありました。まさに雪国ならではのスポーツでありますから、ぜひ大事にしていきたいなど。教育委員会からはスポーツ振興課長が来ておりましたけれども、市民スキー大会ですから、市長にもぜひお越しいただきたいものだなというふうに思った次第であります。かようにして、合併してから4年がたちますけれども、徐々にこういう分野でも合併の形があらわれてきておるなというふうに思いました。

選手は大分張り切っておりまして、ご案内のように、今年は大学選手権で長井遼君が初めて全国2位という大成績をおさめましたし、また高校の部では、角館に行っておりますけれども、地元出身の向川桜子さんがインターハイで大回転3位、残念ながらそれ以外はちょっと失敗いたしましたけれども、聞くところによりますと、全国の中においても群を抜くすばらしい選手だそうでございます。ですから、そうした選手がこの地元から出ているということで、小学生の子どもたちも非常に誇りを持って自信を持って元気に頑張っておるというのが昨日の大会でありました。

ところで、タイムを競うわけですが、残念ながら手動でやっておるわけです。できるだけ正確なタイムを計ってやりたいという気持ちで、1人の選手に3人がついて、大回転ですから、1コースで2人滑っております。したがって最低2組のストップウォッチを持った方々がおられます。しかし、場合によっては前の方が転倒して3人になる場合もあり得ますので、3組の選手の分を用意しているんです。しめて9人のストップウォッチを持った住民の方々がおられるんですけれども、これは不思議なことに、3人でタイムを取りますと全部違う、一緒になったためしというのはほとんどない。したがって、平均したタイムを出すわけです。ところが選手は一生懸命滑っていますけれども、100分の1秒の差で、100分の1秒まではちょっと計り切れませんが、0.1の差で頑張っているわけです。勝った選手は喜んで、負けた選手はくやしがついて涙しておる選手もおるんです。このためにかけて来ておる子どもたちも大変多くて、ストップウォッチを押した立場からしますと、0.1秒の差というのは、ちゃんと計ってやればよかったなという悔いが残るのもいつもの大会の例であります。

そういうことで、昨日それぞれの準備に当たった方々で話し合ったんですけれども、電光掲示がひとつ用意されたらなということでありました。これでいきますと、本当に100分の1まではっきりとした

タイムが出ます。そういう意味で、一生懸命やっている子どもたちに電光掲示を備えてやったら、もっともっと充実した大会になるのではないかなというようなことで、昨日役員の方々と話し合ったところです。聞くところによると、200万円ぐらいかかるそうです。200万円といたら、安いと言ったらいいのか、200万円もするぞというふうに言っているのか、本当に雪国の子どもたちしかできないスキーを本当に意気込んで頑張っておられるわけですから、ぜひひとつ、来年はこの電光掲示によるタイムを計って、本当にこの生き生きとした大会をやらせたいもんだなというふうに思った次第です。恐らく、市長も昨日来ておりましたらば、そういうふうに思ったんだろうと私も思います。

それでは、以下、通告に従いまして一般質問に入らせていただきます。

初めに、都市計画道路中央線と八幡根岸線についてであります。

市長は施政方針で、中央線の蛇の崎橋から幸町交差点までの区間の整備に新年度から着手すると表明されました。久しく待ち望んでいた地域住民にとっては何よりの朗報であります。反面、もともとの話からすれば、とっくの昔に工事が始められていたはずだと不満を漏らす人も少なくありません。蛇の崎橋の架けかえ工事が始まった10年前からのことであり、たびたび議会でも取り上げられてきた問題であります。

当時の建設部長の答弁では、蛇の崎橋から市役所までの区間の整備が完了する平成18年から、引き続いて蛇の崎橋以北の工事を実施すると約束されていた問題であります。ところが、合併直後から雲行きが怪しくなり、極めて雄弁な建設部長の答弁にも歯切れの悪さが目立つようになりました。合併したらどうなるんだという不安を抱いていた住民からは、やっぱりなどのため息が聞かれましたし、市の行政運営やまちづくりに積極的に参加しておる、そして道路計画のため自宅の改善等も控えてきた地域住民からは、ペテンにかけられたようなもんだなど、半ばあきらめ顔で不満を述べる人もおりました。

建設部の体制も刷新された昨年の夏、地域住民の要望で中央線と八幡根岸線の問題をテーマに出前講座が開催されました。その後、建設部主催の現地説明会が2度にわたって開催されました。事業が中断し、その後20年間放っておかれた八幡根岸線の関係住民からは、この間何ら説明もなかった行政に対する不満も出ましたが、これまでとは違う、前向きな建設部の皆さんの姿勢に好感を持たれた市民が多かったと思います。加えて、1月19日にあさくら館で開催された説明会には、初めて県の担当職員も出席し、県が担う中央線事業の説明と八幡根岸線の事業計画にも触れていただきました。まことに有意義な説明会でありました。改めて、建設部長初め関係職員の皆さんの並々ならぬ努力に対し、市民の一人として深く感謝申し上げる次第であります。

さて、新年度から事業が開始される中央線についてであります。横手市が事業主体となる蛇の崎橋から八幡根岸線までの工事の完了する年度を何年と見ているのか、そのめどをお伺いします。建設部長は説明会の中で、事業効果を高めるためにだらだら工事を進めるのではなく、集中的にスピーディに工事に取りかかりたいとの意気込みを表明されておりましたので、改めてお伺いする次第であります。

次に、八幡根岸線であります。地元県議の皆さんも頑張ってくれているようであり。県側が担

当する中央線の事業が完了次第、引き続き八幡根岸線の工事に取りかかってくれるものと思いますが、その見直しについてお伺いいたします。

中央線と八幡根岸線は表裏一体であり、地元住民の方々も、関係住民の署名を添えて、市長を初め知事や平鹿振興局長等に陳情するなど、事業再開を求める機運が一段と高まっております。過去の移転問題をめぐりいさつから、県と市の間に多少のわだかまりが残っているかもしれませんが、市長を初め関係者の皆様のさらなるご尽力をお願いいたしまして、この項を終わります。

次は、市税の徴収システムの見直しについてであります。

市民が納めた税金を未納扱いにして着服していたという増田地域局職員の事件を知らされ、私はまたかという強いショックがまず先に来ました。合併から4年目、この間不祥事が相次いでいるからであります。市民は怒りを乗り越えてあきれ果てております。信用失墜の大きさは計り知れません。着服額の大きさもさることながら、このような不正が行われていたことに2年余りも全く気がつかないでいた市の管理体制にも問題があります。

この問題に限らず、市役所内の現金の扱いはかなりずさんだと指摘する人もおります。明らかになった不祥事以外にもまだあるのではないかという不信感を持っている市民も少なくありません。鈴木総務企画部長の性善説に立ったやり方を見直すという新聞報道がありましたが、庁内の現状がそのようなものであるとするならば、まことに悲しいことであり、残念でなりません。市民の不安や不信感を払拭するために、早急に全庁内の総点検を行うべきと考えます。

ところで、今回の事件に関して、ぜひ議会で取り上げてほしいということで私のところに投書がありました。この文書であります。内容は、極めてまじめで、貴重な意見や提言であります。したがって、その要旨をご紹介しますいただきます。

職員の温泉施設での窃盗や市県民税の着服などたび重なる事件は、市職員のモラル及び上級職の管理体制が、一般的な民間企業と比べて著しくかけ離れているのが原因ではないか。通常納付から収納という手順では複写伝票や納付表が発行されるが、不正を行う者には業務に精通していればいとも簡単な犯行と思われ、民間企業では営業であれ現場であれ1日の業務日誌があり、本件のように被害金額が不明ということは考えられない。窓口対応の業務報告機能が厳格にとり行われていない結果不正を許すことになったと思われ、これは管理職の怠慢、職員のモラルの低下であり、税の徴収に関し、システムを再度検討する必要があるのではないかと指摘されております。

そして、今後の窓口業務の徴収システムについて、次のように提案されております。

職員個々に持たせたICチップ付きのカードを窓口の端末とリンクし、システムの操作ログを履歴として残す手法にすべきでないかというものであります。既に民間では以前より行われているようですが、市民からの貴重な提言であります。ぜひご検討いただきたいと思っております。市長、いかがでしょうか。

2つ目は、市外や県外に転居された滞納者に対する徴収の取り組みについてであります。

まず、今年度の取り組み状況について3点お伺いします。

1点目は、税金を徴収すべき対象者は何名か、その総額は幾らか。

2点目、徴収は何人体制で出向くのか、そして遠いところはどこまで行っているのか。

3点目、徴収率は何%か。

以上の3点であります。苦勞して出かけていったわりには、なかなか本人に会えず、非常に効率が悪いのでやり方を検討すべきでないかという意見がありましたのでお伺いした次第であります。

質問の最後は、公共下水道の不正使用についてであります。

この問題については、開会初日の本会議でも質問したところではありますが、法令や条例の解釈に食い違いといいますか、納得のいかない点もありますし、またこれからのこともありますから、はっきり整理しておいたほうがよいのではないかと思いますので、あえて一般質問で取り上げた次第であります。

まず、上下水道部長が平成20年10月31日付で市内の浄化槽清掃業者に発した、公共下水道一時使用の届け入れの徹底についてという通知文書であります。改めてその文書の内容を見ますと、下水道接続工事に当たり、浄化槽内の汚水の一部を下水道に無届けで排除したとあります。下水道条例施行規則に定める公共下水道一時使用等届の手續を怠ったことにより、条例違反として処分したというものであります。

私が本会議で処分内容をたどしましたところ、部長の答弁は、下水道条例第26条第1項の7に基づいて料料5万円の処分をしたとのことでありました。

まず、私はこの処分内容に疑問を感じたのであります。ここでいう公共下水道一時使用届は、施行規則の第9条に定められております。施行規則第9条は、下水道条例第13条第4項の規定によるものであります。したがって、この処分は、下水道条例第13条第4項に違反したので、同条例第26条1項の7によって料料5万円に処したということになります。

果たして、この理由で処分ができるのでしょうか。私はできないと思います。罰則規定である26条は1号から7号までありますが、どこにも13条は該当しないのであります。くどいようですが、部長が言う26条の7号は、下水道条例4条及び18条、第10条及び12条、第15条1項5号、第16条に違反した場合の罰則であって、13条は全く見当たらないのであります。どうにも腑に落ちない処分であります。したがって、いま一度本件の事例を知り得た経緯と日時を具体的に説明願いたい。あわせて、本件処分が何に違反して出されたものなのか、改めてその根拠を示すご答弁を求める次第であります。

次に、浄化槽の中に残っている汚水の処理についてであります。

部長は、浄化槽の中に残っているし尿であっても、ものによっては公共下水道に放流できる旨の見解を示されましたが、これはどのようなものを指しておられるのでしょうか。

そもそも、浄化槽にかかわる汚泥及びし尿の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、いわゆる廃棄物処理法によって明確に一般廃棄物として定められており、し尿処理施設で処理されるものとなっております。

ここに1通の紹介文書があります。これは秋田県生活環境文化部環境整備課で出した文書であります。ちょっと内容を読まさせていただきます。最初に質問、下水道の接続により使用をやめた浄化槽の中にし尿が残っている。厳密には、上澄み液と沈下した汚泥が残っている。この中の汚泥や上澄み液については、廃棄物処理法により、し尿処理施設に運搬する必要があると思うが、どうか。これに対する県の回答であります。浄化槽の中に残っているのは、上澄み液、汚泥、ともに処理が終了していないし尿であり、廃棄物処理法に基づく処理が必要となります。浄化槽清掃業者によるくみ取りを依頼することが適当と考えます。

いかがでしょうか。これはむしろ廃棄物処理法にかかわる問題ですから、福祉環境部の所管かと思われれますが、本件の場合の処分基準について改めて答弁を求めるものであります。

以上で1回目の質問を終わりますが、この3月をもってご勇退される方が、佐々木福祉環境部長を初め30名ほどおられるようであります。一言ごあいさつ申し上げます。長い間本当にご苦労さまでした。また大変お世話になりました。退職後も健康に留意され、充実した第2の人生を送ってくださいますよう心からご祈念申し上げます。

以上で終わります。ご清聴まことにありがとうございました。

○高安進一 副議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 まず、1点目でございますけれども、都市計画道路中央線及び八幡根岸線についてのお尋ねでございますが、その中の1点目、完成のめどについてのお尋ねがございました。

これにつきましては、本年度中に都市計画決定の変更の 절차를終了いたしまして、市では蛇の崎橋から八幡根岸線交差点まで、県では八幡根岸線交差点から幸町交差点までの区間について、平成21年度から着手をする予定となっております。事業の完成につきましては、おおむね平成27年を目指しておるところでございます。あわせまして、八幡根岸線でございますが、県とのこれまでの調整の中では、中央線を先行して事業着手し、その後に八幡根岸線に着手するということになってございます。中央線を少しでも早く完成いたしまして、引き続き八幡根岸線に着手できるよう県への要望を続けてまいりたいと、そのように思っている次第でございます。

2つ目に、市税の徴収システムの見直しについてお尋ねが2点ございました。

まず1点目でございます。合併時に市税等を収納する職員を現金取り扱い員に任命いたしまして、個別に領収印を交付し、これを使用するよう指示いたしておりましたが、その方針が行き届かず、大変遺憾に思っている次第でございます。早速、現金取り扱い員には、所持している領収印を使用するよう徹底をいたしているところでございます。

ご指摘がございました民間におけるICチップ付カード、一般的に普及しているというふう聞いておりますが、これらの導入にかかわる経費、あるいはチェック体制の面など多方面から、導入が可能なものかどうか検討してまいりたいというふうにご考えております。

次に、県外転出者等への訪問徴収についてでございますが、転出前に連絡または訪問できなかった方を中心といたしまして、本年度対象者を94人に絞り、うち28人の方へ、1班3人体制でもって5回実施いたしております。事前に実態調査を行った上で計画を立て実施しておりますが、中には所在不明などの方もおられるところがございます。税の公正、公平の観点からも、県外転出者等への訪問徴収は重要な活動の一つであり、また滞納処分等を実施する上でも必要な調査と考えておりますが、このほかにも、社会情勢の変化や時代にあった一層効率的な徴収方法を検討してまいりたいと思います。

ちなみに、今年度の事業実施に要しました経費は67万9,140円に対しまして、収納額270万3,460円、分割納付誓約額158万3,700円、合計428万7,160円となっております。

質問の3番目につきましては、担当のほうから答えさせていただきたいと思っております。

以上であります。

○高安進一 副議長 上下水道部長。

○長里恒夫 上下水道部長 今回、下水道の不正使用の処分に至った経緯についてご説明を申し上げます。

市では、一昨年の平成19年10月から12月にかけて、南朝日が丘住宅の下水道接続工事を実施いたしました。工事の内容といたしましては、それまで使用していた浄化槽を廃止し、下水道に切りかえを行ったものであります。

この工事の中で、浄化槽清掃作業を請け負った下請業者が、浄化槽内の上澄み液を無断で下水道管に放流したという事実が昨年8月に明らかとなりました。下水道施設は、本来家庭の排水やし尿などの一般廃棄物を受け入れ、処理して、公共用水域に放流するという役目を持っております。これらのことから、下水道に浄化槽の上澄み水を放流する行為そのものは、廃棄物処理に関する法令違反に当たらないと判断しており、届け出の手続を経れば認めることができたところでございます。しかしながら今回の事案は、市に無届けで行った行為であること、また作業を行った業者が市指定の浄化槽清掃業者であることなど、手続の必要性を精通しなければならない立場にある業者であることから、昨年10月に横手市下水道条例に基づき処分を実施したものでございます。

また、工事を受注した元請業者については、指名停止基準に基づき厳重注意をしております。

先ほどの質問の中の2つ目のほうから追加してお答えさせていただきます。

廃棄物処理法に基づく処理が必要なのではないかということでございます。

基本的には、浄化槽内の汚泥や上澄み水を衛生センターでの処理を基本としているということですが、ほかの方法を禁じたものではございません。水質さえクリアしていれば、下水道受け入れのための水質基準さえクリアしていれば、下水道施設への放流もこれまでも認めてきたところでございます。

一般廃棄物を下水道に流すことはできるかというようなことですが、下水道は、もともとし尿や生活雑排水など、いわゆる廃棄物法でいうところの一般廃棄物を処理する施設であり、流すことはできるというふうに考えておりますが、ただし下水の処理能力や水質汚濁防止法の放流基準をクリアできないような水質のものは受け入れることができない等々規制があるわけですが、そこらは届け

出によってそれがクリアすれば、下水道への放流というのは認められるということになります。

今回の条例の関係でございますが、ざっくばらんにお話し申し上げますと、当初、下水道条例第27条の規定で処分するというのも当然考えました。今回のケースのように、普通の市民ではない、こういう事実を知らなければならないという、そういう業者ということもございまして、この27条、詐欺、その他不正の行為による使用料の徴収を免れたものというふうなものを適用しましたけれども、どうもこの業者が詐欺、それから最初から不正を働こうとする意思があったかというのはなかなか不明でございまして、それまでの業者との市との関係等々を考えますと、そういうことではないだろうと。

そのほか、業者の申し出の中には、実はこの業者については、合併前にこのようなケースで届け出て下水道に投入したという事実があるようでございまして、合併後、業者のほうからこういう届け出が必要なのかというような問い合わせが、用紙があるかどうか、いずれ下水道のほうへいろいろ照会したという話を伺っております、この事実については下水道の担当のほうではまだ確認できておられないわけですけれども、その業者としては、ちょっとそこら辺を、実際は届け出しないで浄化槽の上澄み水を下水に放流してしまったという事実でございます。

最初は、27条でこの科料に処するというのをいろいろ判断したわけですけれども、なかなかそういう意味では難しいという、立証できないというような話もございまして、実際は一時使用については施行規則のほうに条文があるわけですけれども、我々としては、条例の12条、使用開始等の届け出というところが、実際は届け出がないということについても処分しようとしたわけですけれども、この条例の中になかなか的確な部分がございます。それで、罰則の26条の第7号の中に、第10条、これは除外施設等の届け出等の関係の条例でございますが、そのほかに12条、使用開始等の届け出、これについては議員もご存じのとおり、第26条1項第3号には、10条の規定による届け出を怠ったものについては、これは処分できることになっておりますけれども、12条の届け出を怠ったものについては、この条文の中にはないわけですけれども、やはり全体像としてということで、実際は7号の第10条及び12条の規定により、届出書に不実の記載があるものを提出した、宣誓したということで、この条項を使って処分したということになっております。

よろしく願い申し上げます。

○高安進一 副議長 20番石井正志議員。

○20番（石井正志議員） 答弁を聞けば聞くほど、何か随分といいかげんな処分だなと。こんな処分だったら、処分された側から逆に訴えたら行政側は大変なことになるんじゃないですか。処分根拠がまるではっきりしていない。ですから、今、通知文書を見ますと、一時使用届を怠ったとはっきり書いてあるわけです。したがって、その一時使用届を怠ったことに対する条例違反だということで処分されるわけですから、これは施行規則は9条しかないわけです。条例は13条に規定されるわけです。それを12条の条例に持っていったわけです。12条は一部使用届ではないんです。ちょっと部長も説明されておりましたけれども、一般の使用届の開始時期とかやめる時期とか、あるいは再開する時期とか、そういう

内容の条項なわけです。何でこれで処分できるんですか、一時使用届を怠ったものに対して。

○高安進一 副議長 上下水道部長。

○長里恒夫 上下水道部長 なかなかそこら辺が難しい問題で、そういう意味では大変申しわけなく思うんですが、実際はこれの処分について、不服申し立てといたしますか、事前に通告いたしまして、これで処分しますよということで、その期間を設けながら最終的に処分したわけです。

ただ、今後、今回のような、やっぱり無届けの場合でも処分できるような規定に改めることも含めて今検討中なのでございますけれども、いずれ、若干内容については検討してみたいというふうに思いますけれども、処分についてはこういうことでさせていただいたということでございます。

なかなか、申しわけございません。

○高安進一 副議長 20番石井正志議員。

○20番(石井正志議員) ちょっと市長から見解を伺います。

○高安進一 副議長 では、質問の趣旨をもう一度言ってください。

20番石井正志議員。

○20番(石井正志議員) いずれ、今回の不正な放流に対する違反行為というのは、条例13条に基づく、施行規則9条に基づく一時使用届を怠って勝手に下水道に放流したという行為であります。これに対する処分が、26条の7号で5万円の科料に付したということですが、条例26条は罰則規定です。1号から7号までありますけれども、条例の13条というのはこの1号から7号の中には全く該当していないわけ。これで処分できるのかということをお聞きしたところ、いろいろ話をされて、12条だとか、そういう話がありました。12条というのは、一部使用届でも何でもありません。普通の方が下水道に接続して開始する、そういったときに届けなさい、やめるとき届けなさい、そういう条例です。これで処分できるんですかということです。13条に基づく処分であればいけないのではないですかということなんですけれども、市長の見解をお伺いしたいということです。

○高安進一 副議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 記憶として余り詳しく残っておらないところでございます。担当部長から説明を受けた、そしてそういう処分をしたいというふうな話を聞いて、その話の中では私はそれは妥当な処分だというような判断をいたしました。報告どおりいたしました。しかし今説明を伺った中で、当時の記憶があいまいでありますので、ご理解いただけるような説明を今上下水道部長がしていないという状況下にあるようでありますので、それについて私が今この段階で申し上げることは特にございませんが、ご理解いただけるような説明を上下水道部長から引き続きさせていただく機会を設けていただきたいと思います。

○高安進一 副議長 上下水道部長。

○長里恒夫 上下水道部長 説明不足で大変申しわけございません。

もうちょっとお話し申し上げますと、条例13条にある一時使用に関する記述というのは、一時使用の



場合の使用量の前納についての規定ということになっておりまして、下水道を使用するための手続は、一時的な使用であれ、第12条の使用開始届に寄らなければならないというふうに思います。

それから、条例が規定した行為以上に不貞な行為があったということで、今後の維持管理上問題が大きということから、近似的な規定を適用した、行政手続条例に基づく手続も踏んでおり、適正であるということと判断したところでございます。

○高安進一 副議長 20番石井正志議員。

○20番（石井正志議員） 条例に対する理解をきちっと整理しておかなければいけないと思いますので聞きますけれども、今の答弁は間違いです。13条の条例、一時使用届の前納とかそういう料金の問題の条例だと言われましたけれども、この13条の施行規則もきちんとあるわけです。この通知文書にも、施行規則にある一時使用届の手続を怠ったことによる処分、こういうふうになっていますね。それで、施行規則第9条、これははっきりしています。こういう様式で届けなさいということでしょう、使用届を出しなさいということでしょう。ですから、施行規則によって13条がちゃんと補完されておりまして、12条とは全く内容が違うわけです。第12条の施行規則もあります。これは、公共下水道使用開始等による届けをしなさいと、こういうことなんです。性格が全く違うんです。

それから、先ほどの答弁の中で条例27条で処分しようとしたと、こういうふうにおっしゃいました。しかし、私も見ましたけれども、条例で処分するとなれば27条が一番近いかなと、もしかしたらです。ところが、私もこれを計算してみたんです、条例の料金表がありますから。わずか20立米の使用であれば、これは使用料の5倍の反則金を取られますから、5倍であっても20立米の使用であれば1万2,000円にしかならないのです。業者からしたら1万2,000円のほうがいいんじゃないですか。何で条例26条の1項の7につなげて、しかも13条も該当しないものを無理やり12条の違反だということにして5万円の料を取ったんですか。これが不思議でならないんです。

ですから、私はもう少し言いますけれども、はっきり言ってこれは不当投棄じゃないかという感じがします。要するに、条例ではなくして、ここにも書いてありますけれども、廃棄物処理法に基づく処理が必要ということになっているんです、これは県の見解なんです。ですから、廃棄物処理法に基づく処理がありますから、これに違反したということになるのではないかということのを伺っている。この辺に関しては福祉環境部の所管だと思いますので、福祉環境部長のご答弁をお願いします。

○高安進一 副議長 福祉環境部長。

○佐々木久雄 福祉環境部長 今回の下水道放流が不法投棄ではないかというお話でございまして、まず環境課の見解といたしましては、廃掃法の趣旨につきましては、公衆衛生及び環境保全が第一義であるということとございまして、この観点から廃棄法の第16条、不法投棄の問題を見ますと、行為が公衆衛生あるいは環境保全に支障を生じさせたか否か、これが問題になるのかなというふうに思っております。

そういう視点から見ますと、今回の行為は、無届けで下水道放流をしたという点では、浄化槽の清掃

業務、なりわいをいたしている方としては自覚を欠いた問題である、問題のある行為であるというふうに思っているわけですが、ただ、廃棄法処理法でいうところの不法投棄か否かの判断、これにつきましてはまた別問題であるというふうに思っております。不法投棄という事象につきましては、公衆衛生それから環境保全の維持の観点から、社会通念上許されないものであるか否かにその判断がかかっておるといふふうに思っております。今回の場合、上澄み水を流したという事実を認定してもなお、原野とかそれから田んぼとか、そういった場所に放流したのであれば大変非常に問題のあることだと思いますけれども、放流先が下水道という、さっき上下水道部長も申し上げましたけれども、本来そういったものを処理する施設でございますので、環境汚染をしたということにはならないのではないかなと、そういうふうに思っております。

そういう考えの中から、今回の事象については不法投棄ではないと、市としてはそういう見解でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○高安進一 副議長 20番石井正志議員。

○20番(石井正志議員) 福祉環境部長からも一定の見解が示されましたので、それ以上は私のほうでは質問いたしません。一定の見解として受けとめたいと思います。

下水道部長に再度お伺いしますけれども、いずれにいたしましても、施行条例に定めた一時使用届等提出を怠ったことに対する処分という意味では、これはもう明確に施行規則9条にうたっておるわけですから、そしてそれが13条に基づくものであるわけですから、確かにこれは処分はおかしいということは、私は先ほどの部長の答弁の中にも見てとれたんです。ですから、今後いろいろ整理しなければいけないということもあるでしょうし、これは私だけの問題ではありませんから、今後議会の中でどのような議論をされていくのかなということも見守りたいと思いますので、とりあえず私の意見を述べて、そして部長の最後の見解を聞いて、この項はまず終わりたいと思います。

○高安進一 副議長 上下水道部長。

○長里恒夫 上下水道部長 規則の手續の根拠としましては13条となっておりますけれども、先ほども私が申し上げましたけれども、本来の根拠というのは12条にあると考えております。その意味では、規則の不備があると、そこについては言われるとおりでございますので、早急に内容については検討したいというふうに思います。

それから、この27条では、この表現の中では、これをよく読んでいただきますと、使用料の5倍ということですが、最低で5万円の科料となっておりますということになっております。よろしく願い申し上げます。

○高安進一 副議長 20番石井正志議員。

○20番(石井正志議員) ちょっと、やりとりすれば、これはどこまでも続きます。今の答弁でも、ちょっと気になる答弁でしたので。しかし、やめます。これはこの後いろいろ、問題があるとすれば常任委員会等でもいろいろ議論になるでしょうから、私の質問はやめたいと思います。

次の質問に入らせていただきます。

実は、一般質問する直前、またちょっと市民の方から投書が来たんです。これは前に紹介した投書と同じです。まじめな投書ですんで、これはぜひ紹介しますが、今、市税の領収書が新しくなったそうですね。その新しくなった領収書に今度ナンバリングがないとあって、写真をつけて来たわけです。本来あるべきナンバリングがないということは、下手したら裏伝票か裏領収書かと非常に疑ってしまっただというんです。それに対する見解をひとつお願いします。

○高安進一 副議長 20番石井正志議員。

○20番(石井正志議員) 市税等領収書というものがあります。これの左側にナンバリングが、ナンバーが打たれなければいけないのが、いけないはずだとこの方はおっしゃるわけです。私はこの領収書はもらったことがありませんので、これは恐らく自宅に徴収に来た方などが置いていく領収書だと思います。このナンバーがないという。

○高安進一 副議長 財務部長。

○高橋健幸 財務部長 納付書イコール領収書と一緒にしておるんですが、片方が領収書、こっちがいわゆる読み取りの控えになっておるんですが、それに関しては、課税される方の住民番号、それから税目等いろいろあって、もちろんお名前もあるんですが、名前と番号が一緒になる形になっておりますので、ちょっと番号がないというのは、ちょっと議員さんの質問の中身がちょっとわからなくてしゃべっているんですが、ちょっと考えられない。あと、もし考えられる場合は、手書きの領収書なのか、そこら辺を確認しなければちょっとご返事に苦勞するという感じなんです。

○高安進一 副議長 暫時休憩します。

午後 5時07分 休憩

---

午後 5時08分 再開

○高安進一 副議長 会議を再開します。

財務部長。

○高橋健幸 財務部長 以前は、そういうふうにナンバーが書かれていない領収書も発行があったようがあります。それが判明しましたので、今は全部ナンバーをつけまして、改めて発行しているところがございます。

○高安進一 副議長 20番石井正志議員。

○20番(石井正志議員) したがって、この方はこういう領収書をもってしまったと、ナンバーのない領収書。それで、これはにせの領収書なのかなとつい疑ってしまっただと。ですから、これをぜひ議会で取り上げてほしいと。それから、そういうものが出回ったとすれば、市民が安心できるように市報等でお知らせ願いたい、こういうことであります。この方は、恐らく印刷ミスだろうと、印刷で書いてくべきのところを印刷ミスだろうと言っています。ですから、こんなミスを犯していることに対する怒

りもあるようでありまして、ぜひひとつ今後の対応をお願いしたいと思います。

○高安進一 副議長 財務部長。

○高橋健幸 財務部長 今回の領収書のナンバーの件だけでなく、今回の不祥事については全く弁解の余地がないくらい反省しております。それでもって、収納に関しては、税ばかりでなくて、ほかの公金もあるわけなんです、それについてのマニュアル等について厳しく検討しておりますので、今後不祥事がないように頑張っていきたいと思います。

それから、議員の皆さん、市民の皆さんにもお願いなんです、先ほどのナンバーの件に関して以外でも、何か気がついたところがあれば、ぜひご指摘していただければ大変ありがたいなと思います。以上、よろしくお願ひ申し上げます。

---

### ◎散会の宣告

○高安進一 副議長 これで本日の一般質問は終了いたしました。

明3月3日は午前10時より会議を開きます。29番上田議員から一般質問を始めます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 5時13分 散 会